



南種子町 地球温暖化対策 実行計画



【事務事業編】

改訂版

(2024年度～2030年度)



令和6年4月 南種子町

はじめに

この南種子町地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕改訂版（以下「本計画」という。）は、南種子町（以下「本町」という。）役場関連施設における事務事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全および強化のための措置に関する計画を記載したものです。

目次

第1章 計画の意義と位置付け

1 計画改定の背景と意義	1
(1) 地球温暖化の科学知見	1
(2) 社会の動き	2
(3) 改定の背景	6
(4) 改定の意義と留意点	7
2 計画の位置付け	8
3 計画の対象	9
(1) 対象範囲	9
(2) 対象機関および施設	9
(3) 対象とする温室効果ガス	11
4 計画期間	13
5 基準年度	13
6 基準係数等	13

第2章 事務事業による温室効果ガス排出量の算定

1 温室効果ガス排出量の算定	15
(1) 二酸化炭素 (CO ₂)	15
(2) メタン (CH ₄)	15
(3) 一酸化二窒素 (N ₂ O)	16
(4) ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	17
(5) パーフルオロカーボン類 (PFC)	17
(6) 六ふっ化硫黄 (SF ₆)	17
2 温室効果ガスの排出状況	18
(1) 本町関連施設からの排出	18
(2) 個別施設の現地調査結果	22
3 排出削減に向けた取組の現状評価と今後の取組の方向性	26
(1) 前回の計画の取組評価	26
(2) エコ活動などソフト的な取組事項	27
(3) 施設や機器の整備などハード的な取組事項	29

第3章 基準年度および温室効果ガスの排出量削減目標

1 基準年度および基準排出量	31
2 将来水準と温室効果ガスの排出量削減目標	31
(1) 将来水準	31
(2) 目標年度	31
(3) 削減目標	31
(4) 削減目標の設定の考え方	32

第4章 取組項目および取組目標

取組分野1：環境に配慮した製品を利用します	34
（1）次世代自動車および充電設備等の導入	34
（2）グリーン購入の推進	35
（3）環境に配慮した会食やイベント開催の推進	37
取組分野2：省資源・省エネルギーを推進します	38
（1）上水使用量の削減	38
（2）電気使用量の削減	39
（3）ペーパーレス（用紙類の削減）の推進	41
（4）燃料使用量の削減	42
取組分野3：環境汚染を防止し緑化等を推進します	43
（1）緑化等の推進	43
（2）汚染物質の排出抑制等	44
（3）廃棄物の減量化・リサイクルの推進	45
取組分野4：建築・改修、機器更新等における環境配慮や 再生可能エネルギーの導入を進めます	46
（1）省資源に配慮した建築・改修の推進	46
（2）省エネルギーに配慮した建築・改修の推進	47
（3）環境配慮型資材の優先調達等	48
（4）適切な公害防止施設の設置・使用	49
（5）再生可能エネルギーの導入推進	50
取組分野5：職員等の環境保全意識の向上のための取組や総合的な 省エネルギーにつながる取組を進めます	51
（1）職員の環境保全意識の向上	51
（2）職員の自主的取組の推進	52
（3）関係者との連携の推進	53
（4）総合的な省エネルギーにつながる取組の推進	54

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	55
（1）温暖化対策会議	55
（2）温暖化対策推進チーム	55
（3）温暖化対策推進チーム代表者会議	56
2 実施状況の点検・公表	57
3 計画の見直し	57

第1章 計画の意義と位置付け

1 計画改定の背景と意義

(1) 地球温暖化の科学知見

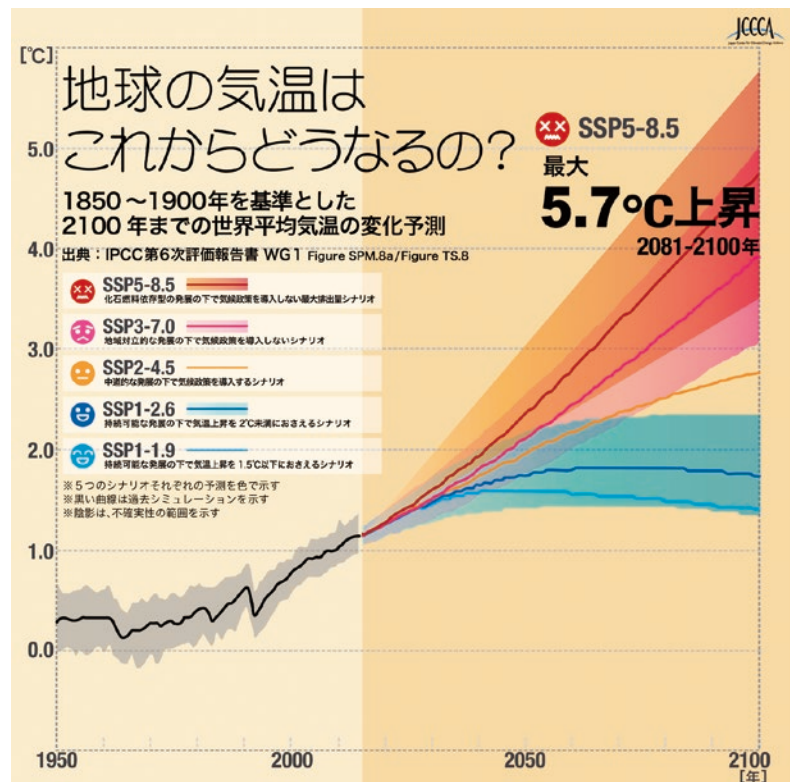
地球温暖化とは、地球の地表面および大気の温度が自然変動の範囲を超えて長期的に上昇する現象で、その主因は二酸化炭素等による温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体に気候変動をもたらすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害が観測されています。

世界の政策決定者に対して正確でバランスの取れた科学的知見を提供する「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」は、2021 (令和3) 年～2022年 (令和4) 年にかけて、最新知見を取りまとめた第6次評価報告書 (以下「AR6」) を公表しました。「人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い (可能性95%以上)」とした2013年の第5次報告書 (以下「AR5」) からAR6では、「人間活動が大気・海洋および陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」と評価され、AR5から大きく踏み込んだ表現となっています。

また、猛暑や大雨などの極端現象の増加にも人間活動の影響が現れていると評価されました。ほとんどの陸域で、1950年代以降主に人為起源の気候変動により大雨の頻度と強度が増加しています。また、一部の地域では、人為起源の気候変動が穀物生産や生態系に悪影響を及ぼす干ばつの増加に寄与しています。

さらに、今後、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない場合、21世紀末には地球全体の平均気温が3.3～5.7℃上昇する可能性が報告されています。

今後、気温上昇を抑えるには、早期に排出量削減に取り組む必要があります。排出量を実質ゼロにすることが必要となります。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
[\(http://www.jccca.org/\)](http://www.jccca.org/)

(2) 社会の動き

1992（平成4）年の国連総会において、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目的とした「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択されました。その後、毎年締約国会議が開催されています。第1回目の締約国会議（COP1）は1995（平成7）年にドイツのベルリンで開催され、「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。1997（平成9）年の第3回締約国会議（COP3）は日本の京都で開催され、京都議定書が採択されました。この中で、我が国については、温室効果ガス排出量を「2008年から2012年」の第一約束期間に、1990年比で6%削減するとの目標が定められました。



これらの国際的な動きを受け、1998（平成10）年10月、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）が公布され、1999（平成11）年4月に施行されました。この法律は、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者および国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを定めています。2013（平成25）年にポーランドのワルシャワで開催された第19回締約国会議（COP19）では、全ての国に対し、第21回締約国会議（COP21）に十分先立って2020（令和2）年以降の国が決定する貢献案（Intended Nationally Determined Contribution、以下「INDC」）を示すことが招請されました。2015（平成27）年7月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013（平成25）年度比で26.0%減（2005（平成17）年度比25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、国連に提出しました。

また、同年2015（平成27）年にフランスのパリで開催された第21回締約国会議（COP21）において、新たな国際枠組であるパリ協定が採択されました。パリ協定では全ての締約国が「平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑える努力をする」ことを目標として掲げ、今世紀後半において、人間活動による温室効果ガス排出量を森林などによる吸収量などとバランスをとり、実質ゼロにする方針を打ち出しています。パリ協定は2016（平成28）年11月4日に発効し、我が国は11月8日に批准しました。これを受け、政府は同年12月地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」を策定することとなりました。

翌年2016（平成28）年5月、日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、温室効果ガスの排出抑制および吸収量の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について記載された「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

そして、2020（令和2）年10月、内閣総理大臣は国会の所信表明演説で、パリ協定に定める目標等を踏まえ、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、翌年、2021（令和3）年3月、2050年までにカーボンニュートラルの実現を法律に明記することで、政策の継続性・予見性を高め、

脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進を図る「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を、閣議決定しました。

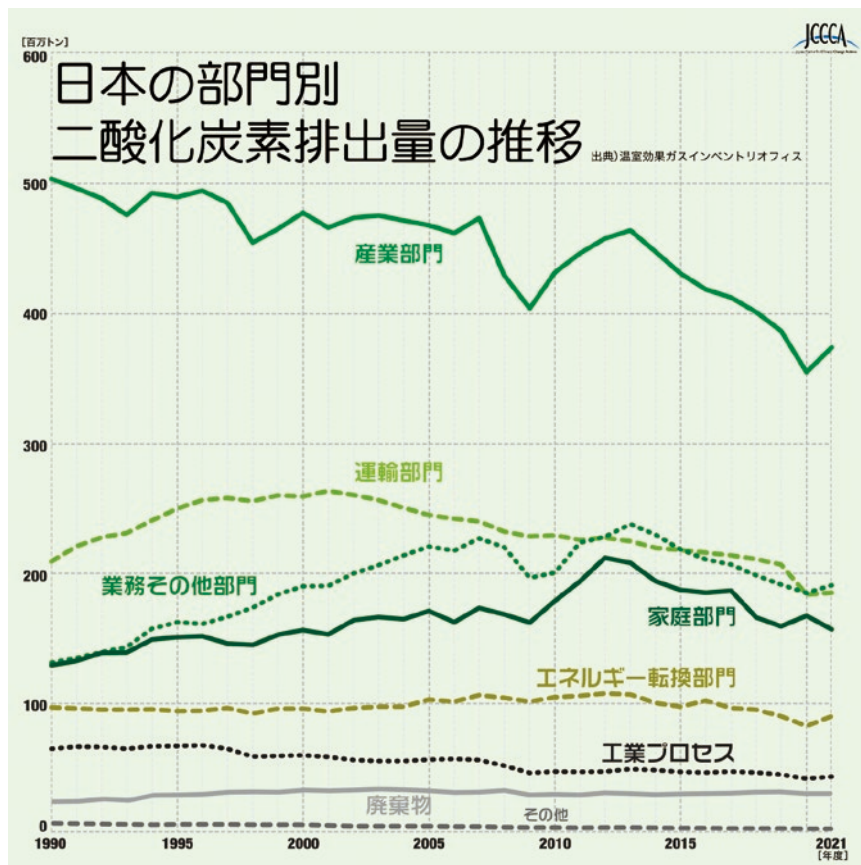
2021(令和3)年10月、「地球温暖化対策計画」を改定し、2030年に温室効果ガス排出量を2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととし、2050年には温室効果ガス排出量を実質ゼロにする裏付となる対策や施策を示しました。この目標を達成するために、国の地球温暖化対策計画では、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度における部門別に排出量の目安が示されています。行政機関が含まれる「業務その他部門」については、2013年度実績である238百万t-CO₂を51%削減して、116百万t-CO₂という2030年度の排出量の目標が示されています。

表 2030年度温室効果ガス別その他区分ごとの目標・目安(単位:百万t-CO₂)

	2013実績	2019年度実績 (2013年度比)	2030年度の目標・ 目安(2013年度比)
温室効果ガス排出量・ 吸収量(単位:億t-CO ₂)	1,408	1,166 (▲17%)	760 (▲46%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	1,029 (▲17%)	677 (▲45%)
部門別			
産業部門	463	384 (▲17%)	289 (▲38%)
業務その他部門	238	193 (▲19%)	116 (▲51%)
家庭部門	208	159 (▲23%)	70 (▲66%)
運輸部門	224	206 (▲8%)	146 (▲35%)
エネルギー転換部門	106	89.3 (▲16%)	56 (▲47%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.3	79.2 (▲4%)	70.0 (▲15%)
メタン(CH ₄)	30.0	28.4 (▲5%)	26.7 (▲11%)
一酸化二窒素(N ₂ O)	21.4	19.8 (▲8%)	17.8 (▲17%)
代替フロン等4ガス	39.1	55.4 (+42%)	21.8 (▲44%)
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	32.1	49.7 (+55%)	14.5 (▲55%)
パーフルオロカーボン(PFCs)	3.3	3.4 (+4%)	4.2 (+26%)
六フッ化硫黄(SF ₆)	2.1	2.0 (▲4%)	2.7 (+27%)
三フッ化硫黄(NF ₃)	1.6	0.26 (▲84%)	0.5 (▲70%)
温室効果ガス吸収源	—	▲45.9%	▲47.7%
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	

資料 環境省 地球温暖化対策計画

2021(令和3)年の全国における業務その他部門の二酸化炭素排出量は190.2百万t-CO₂で、2013年度の237.3百万t-CO₂と比較して約20%削減されています。2030年度において、2013年度比51%削減の目標達成に向け、更なる削減が必要になってきます。



資料 全国地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策は、国、県、市町村がそれぞれの行政事務の役割、責務を踏まえ、密接に連携しながら取組を進めていくことが必要です。2050年カーボンニュートラルに向けて、行政機関が果たすべき役割はますます高まっています。

新たな地球温暖化対策計画の構成

新たな地球温暖化対策計画の構成

はじめに（科学的知見、これまでの我が国の取組、パリ協定実施方針に関する交渉等）

第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

- 我が国の地球温暖化対策の目指す方向
 - ① 2050年カーボンニュートラル実現に向けた中長期の戦略的取組
 - ② 世界の温室効果ガスの削減に向けた取組
- 地球温暖化対策の基本的考え方
 - ① 環境・経済・社会の統合的向上
 - ② 新型コロナウイルス感染症からのグリーンリカバリー
 - ③ 全ての主体の意識の改革、行動変容、連携の強化
 - ④ 研究開発の強化と優れた脱炭素技術の普及等による世界の温室効果ガス削減への貢献
 - ⑤ パリ協定への対応
 - ⑥ 評価・見直しプロセス（PDCA）の重視

第2章 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標

- 我が国の温室効果ガス削減目標
 - ・ 2030年度に2013年度比で46%減を目指す、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続ける
- 計画期間
 - ・ 閣議決定の日から2030年度末まで

第4章 地球温暖化への持続的な対応を推進するために

- 地球温暖化対策計画の進捗管理
 - ・ 毎年進捗点検、少なくとも3年ごとに計画見直しを検討
- 国民・各主体の取組と技術開発の評価方法
- 推進体制の整備

第3章 目標達成のための対策・施策

- 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割
- 地球温暖化対策・施策
 - ・ エネルギー起源二酸化炭素
 - ・ 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス
 - ・ 温室効果ガス吸収源対策・施策
 - ・ 分野横断的な施策
 - ・ 基盤的施策
- 公的機関における取組
- 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項
- 特に排出量の多い事業者に期待される事項
- 脱炭素型ライフスタイルへの転換
- 地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ）
- 海外における温室効果ガスの排出削減等の推進と国際連携の確保、国際協力の推進
 - ・ パリ協定に関する対応
 - ・ 我が国の貢献による海外における削減
 - ・ 世界各国及び国際機関との協調的施策

別表（個々の対策に係る目標）

■ エネルギー起源CO ₂	■ 温室効果ガス吸収源
■ 非エネルギー起源CO ₂	■ 横断的施策
■ メタン・一酸化二窒素	
■ 代替フロン等4ガス	

2

地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

《再エネ・省エネ》

- 「改正地球温暖化対策推進法」に基づき、自治体が太陽光等の促進区域を設定
- 風力等の導入拡大に向けた送電線の整備、利用ルールの見直し
- 地熱発電の開発加速に向けた科学データ収集・調査、地域調整
- 住宅や建築物の省エネ基準の義務付け拡大
- 家電などの省エネ基準の引き上げ
- 省エネ機器の導入補助金、税制措置

《横断的取組》

- 2030年度までに100以上の「脱炭素先行地域」を創出（地域脱炭素ロードマップ）
- 国や自治体において、庁舎・施設に太陽光発電を最大限導入
- 日本の技術を活用した、新興国での排出削減
→「二国間クレジット制度：JCM」により地球規模での削減に貢献

《産業・運輸など》

- 2050年に向けたイノベーション支援
→2兆円基金により、水素・蓄電池など重点分野の研究開発及び社会実装を支援
- データセンターの30%以上省エネに向けた研究開発・実証支援
- 電動車の充電設備、水素ステーション導入支援
→2030年までに新車販売に占める次世代自動車5～7割に
→2035年までに電動車100%に
- ノンフロン製の冷凍冷蔵機器の技術開発・導入支援
- 鉄道、船舶、航空機の脱炭素化
- 海上輸送及び鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進

3

(3) 改定の背景

本町では、2018年(平成30)年3月に「南種子町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定しましたが、この計画の実施期間を終えたことや、近年の地球温暖化推進法の改正や「地球温暖化対策計画」の改定等を踏まえ、2030年度における温室効果ガス排出削減目標の引き上げやその施策・対策の実施に向け、総合的かつ計画的に推進を図るために改定することとしました。

地球温暖化対策の推進に関する法律

第二十一条

都道府県および市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県および市町村の事務および事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

第2項 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 計画期間
- 2 地方公共団体実行計画の目標
- 3 実施しようとする措置の内容
- 4 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

第3項～第12項(省略)

第13項 都道府県および市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

第14項 第9項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

第15項 都道府県および市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置および施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

第16項、第17項(省略)



(4) 改定の意義と留意点

本町は自らの事務事業に関して、率先して地球温暖化対策を実施するものとし、これまでの対策の実施状況や社会情勢等を踏まえて、更なる取組の推進を図るため本計画を策定します。

なお、本町において、この実行計画を全庁あげて取組を進めることで生まれる対外的な効果として、以下の6点があげられます。

なお、本計画の推進にあたっては、住民サービスや執務環境に支障が生じないように十分に配慮します。

①地域における温室効果ガスの実質的な削減

本町の事務事業は、本町内において、温室効果ガス排出量が比較的大きい経済主体であり、自らの事務事業により排出される温室効果ガスの排出量を削減することは、地域全体における温室効果ガス排出量の実質的な削減に寄与するものです。

②取組により地域の模範となる

本町が率先的な取組を行うことにより地域の模範となり、本計画を参考として、住民、事業者の自主的・積極的な取組が進んでいくことが期待されます。

③グリーン調達の推進による経済の活性化

本計画に、環境配慮型商品の調達といった温室効果ガス排出削減のための措置に関する目標を盛り込み、具体的な目標を掲げて環境への負荷の少ない製品やサービスを計画的に導入することで、地域経済の活性化に貢献するものとなります。

④省エネ・省資源化による水光熱費等の事務経費の削減

紙、電気、水の使用量、廃棄物の発生量などを削減することは、事務経費の削減にもつながるなど、実施することにより、地球温暖化防止上の効果と経済効果を同時に得られます。削減した経費は新たな独自予算を確保したともいえるものです。

⑤温室効果ガス排出抑制対策に関する経験・知見の蓄積

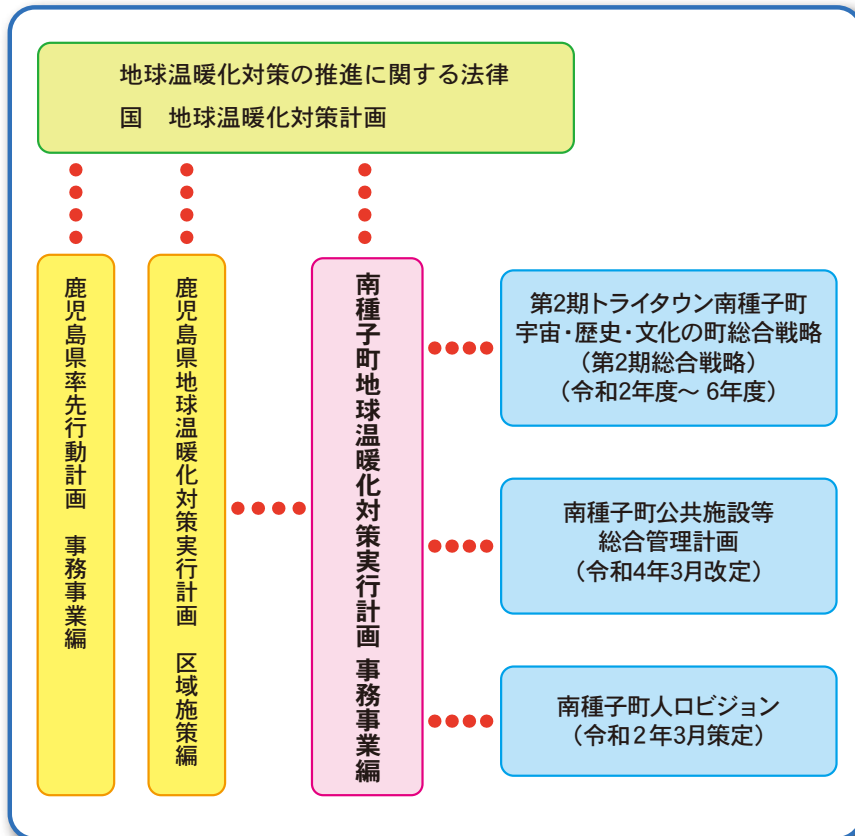
地域の住民や事業者に身近な行政機関として、本町には地球温暖化対策に関する情報提供等の支援を行う役割があります。自らの取組を通じて、地球温暖化対策について経験や知見を蓄積し、住民や事業者に対する情報提供や助言をより効果的に行うことができるようになります。

⑥役場が一丸となって取組む意識の醸成

本計画は町長部局・教育委員会に関係する全ての部署、すべての機関・事務局が一丸となって取組むことで実現が可能となるものです。全庁をあげての取組を進めることで、町役場関係機関全体が一つの目標に向かって進む体制の構築や全職員の連帯感が高まっていくことが期待されます。

2 計画の位置付け

本計画は、温対法 第21条第1項に基づき、町が自らの事務および事業に関し、率先して地球温暖化対策を実施するための計画（地方公共団体実行計画（事務事業編））として位置付けます。



3 計画の対象

(1) 対象範囲

本計画が対象とする範囲は、本町関連施設において実施する事務事業および職員が行う活動を対象とします。

(2) 対象機関および施設

対象機関は、本町の町長部局、議会、教育委員会およびそれらの出先等全ての機関とし、対象施設は全ての機関が管理している施設、本町所有で指定管理者に委託している施設や公衆トイレ、街路灯、ポンプなどの無人施設を含みます。

ただし、廃棄物の収集運搬など外部への委託等により実施するものは除外します。町営住宅・教員住宅など管理主体が別にあるものについては、共用部分など町が直接管理する部分を除き対象外とします。しかし、これらのものについても、温室効果ガスの排出削減等の取組について、受託者や利用者等に対して必要な措置を講じるよう要請することとします。

モニタリングの対象とする南種子町関連の60機関および施設（以下「町役場等施設」という。）を次表に示します。



町役場関連施設

番号	所属	施設名
1	企画課	多目的交流施設
2	企画課	公園
3	企画課	企画課公用車
4	企画課	町観光物産館(旧) ※2014年10月廃止
5	企画課	町観光物産館(新) ※2014年11月新設
6	教育委員会	中平小学校
7	教育委員会	荃南小学校
8	教育委員会	西野小学校
9	教育委員会	大川小学校
10	教育委員会	島間小学校
11	教育委員会	平山小学校
12	教育委員会	花峰小学校
13	教育委員会	長谷小学校
14	教育委員会	南種子中学校
15	教育委員会	学校給食センター
16	教育委員会	西海地区公民館
17	教育委員会	街灯・ナイター
18	教育委員会	公用車
19	建設課	宇宙ヶ丘公園
20	建設課	建設課公用車
21	社会教育課	荃永体育館
22	社会教育課	自然の家
23	社会教育課	広田遺跡ミュージアム
24	社会教育課	たねがしま赤米館
25	社会教育課	中央公民館
26	社会教育課	青少年会館
27	社会教育課	町立公民館平山分館
28	社会教育課	クラブハウス
29	社会教育課	陸上競技場スタンド
30	社会教育課	農業者トレーニングセンター
31	社会教育課	健康公園

番号	所属	施設名
32	社会教育課	テニスコート
33	社会教育課	長谷地区営農研修施設
34	社会教育課	荃永総合研修センター
35	社会教育課	西之総合研修センター
36	税務課	公用車
37	総合農政課	畜産センター
38	総合農政課	農業者休養施設
39	総合農政課	特産品開発センター
40	総合農政課	肉用牛キャトルセンター
41	総合農政課	南種子町堆肥センター
42	総合農政課	インギー地鶏鶏舎 ※2014年以降新設
43	総合農政課	土壌診断施設
44	総合農政課	農業用育苗施設
45	総合農政課	公用車
46	総務課	南種子町役場
47	総務課	消防詰所(中央分団)
48	あおぞら保育園	あおぞら保育所
49	福祉事務所	福祉センター
50	福祉事務所	河内温泉センター
51	福祉事務所	福祉事務所公用車
52	くらし保健課	南種子町清掃センター
53	くらし保健課	リサイクルセンター
54	くらし保健課	管理型最終処分場
55	くらし保健課	くらし保健課公用車
56	水道課	水道施設(旧建設課)
57	農業委員会	公用車
58	町づくり公社	事務所(旧図書館) 2020年社会教育課より改編
59	町づくり公社 (旧建設課)	直営事務所
60	町づくり公社	公用車(町づくり公社)

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項で定められた以下の7種類の物質のうち、三ふっ化窒素を除いた6種類とします。

対象ガス

- ・二酸化炭素 (CO₂)
- ・メタン (CH₄)
- ・一酸化二窒素 (N₂O)
- ・ハイドロフルオロカーボン (HFC) のうち政令で定めるもの
- ・パーフルオロカーボン (PFC) のうち政令で定めるもの
- ・六ふっ化硫黄 (SF₆)

対象外ガス

- ・三ふっ化窒素 (NF₃)

温室効果ガスの種類 (法第2条第3項)

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排気量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり25倍の温室効果がある。	
一酸化炭素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり298倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり12～14,800倍の温室効果がある。	
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。(地方公共団体では、ほとんど該当しない) 二酸化炭素と比べると重量あたり7,390～17,340倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。(地方公共団体では、ほとんど該当しない) 二酸化炭素と比べると重量あたり22,800倍の温室効果がある。	
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。(地方公共団体では、ほとんど該当しない) 二酸化炭素と比べると重量あたり17,200倍の温室効果がある。	

※実行計画で対象とする温室効果ガスのうち、HFCおよびPFCは物質群であり、法の対象となる具体的な物質名は施行令第1条 (HFC 13物質) および第2条 (PFC 7物質) に掲げられているものです。

参考：算定対象活動と排出される温室効果ガスの種類

算定対象活動	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	PFC	SF ₆
燃料の使用（ガソリン、灯油、重油、都市ガス等）	○					
他人から供給された電気の使用	○					
他人から供給された熱の使用	○					
一般廃棄物の焼却	○	○	○			
産業廃棄物の焼却	○	○	○			
ボイラー・家庭用機器での燃料の使用	(○)	○	○			
ディーゼル機関における燃料の使用 （自動車、鉄道車両または船舶用を除く）	(○)		○			
ガス機関・ガソリン機関における燃料の使用 （航空機、自動車または船舶用を除く）	(○)	○	○			
自動車の走行	(○)	○	○			
船舶における燃料の使用（軽油、重油）	(○)	○	○			
家畜の飼養（消化管内発酵）		○				
家畜の飼養（ふん尿処理）		○	○			
水田の耕作		○				
牛の放牧		○	○			
農業廃棄物の焼却		○	○			
埋立処分した廃棄物の分解		○				
下水・し尿・雑排水処理		○	○			
耕地（畑・水田）への化学肥料の使用			○			
耕地（農作物）への肥料（化学肥料以外）の使用			○			
麻酔剤（笑気ガス）の使用			○			
自動車用エアコンディショナーの使用、廃棄				○		
噴霧器・消火器の使用、廃棄				○		
PFC含有製品の廃棄					○	
SF ₆ が封入された電気機械・器具の使用						○

(○)：二酸化炭素排出量は「燃料の使用」項目として算定対象。

4 計画期間

2024年度から2030年度までの7年間とします。

5 基準年度

国の地球温暖化対策計画の基準年度との整合性を考慮して、2013（平成25）年度を基準年度とします。

6 基準係数等

本計画で対象とする温室効果ガスの地球温暖化係数および、化石燃料の使用・電力の使用による温室効果ガスの排出係数（以下「係数等」という。）については、温対法施行令および「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編 令和5年3月環境省大臣官房 地域政策課（旧温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン）以下「マニュアル」という。）により定められており、本計画ではこれらの数値を用います。

これらの数値は適宜更新されますが、今後係数等が更新された場合は、本計画において各年度の温室効果ガス排出量の評価においては、最新の係数等を用いて算定する「実排出量」と、基準年の排出量に対する排出削減努力の結果を明確にするために、下表に示した2013（平成25）年度時点の係数等（以下「基準係数等」という。）を用いて算定する「比較排出量」をあわせて算定することとします。なお、基準係数等を用いて算定した、基準年度である2013（平成25）年度の排出量を「基準排出量」とします。

基準係数等

比較排出量算定のための基準となるエネルギー起源二酸化炭素（CO₂）の排出係数

対象 CO ₂ 排出係数	CO ₂ 排出係数	備 考
ガソリン	2.32 kg-CO ₂ / L	マニュアル（令和5年3月版）掲載値
灯油	2.49 kg-CO ₂ / L	同上
軽油	2.58 kg-CO ₂ / L	同上
A 重油	2.71 kg-CO ₂ / L	同上
B・C 重油	3.00 kg-CO ₂ / L	同上
LP ガス	3.00 kg-CO ₂ / kg	同上
電力	0.613 kg-CO ₂ / kWh	基準年度：2013（平成25）年度 九州電力㈱ 基礎排出係数
	0.434 kg-CO ₂ / kWh	2022（令和4）年度：九州電力送配電㈱ 基礎排出係数

上記の対象以外で用いる排出係数については、マニュアル（令和5年3月版）に掲載のものをを用います。

比較排出量算定のための地球温暖化係数

温室効果ガス	地球温暖化係数	備考
二酸化炭素 (CO ₂)	1	令和6年2月現在、温対法施行令第4条に定める数値、以下同じ
メタン (CH ₄)	25	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	
トリフルオロメタン (HFC-23)	14,800	HFC 類
ジフルオロメタン (HFC-32)	675	
フルオロメタン (HFC-41)	92	
1,1,1,2,2 - ペンタフルオロエタン (HFC-125)	3,500	
1,1,2,2 - テトラフルオロエタン (HFC-134)	1,100	
1,1,1,2 - テトラフルオロエタン (HFC-134a)	1,430	
1,1,2 - トリフルオロエタン (HFC-143)	353	
1,1,1 - トリフルオロエタン (HFC-143a)	4,470	
1,2 - ジフルオロエタン (HFC-152)	53	
1,1 - ジフルオロエタン (HFC-152a)	124	
フルオロエタン (HFC-161)	12	
1,1,1,2,3,3,3 - ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea)	3,220	
1,1,1,2,2,3 - ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	1,340	
1,1,1,2,3,3 - ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea)	1,370	
1,1,1,3,3,3 - ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	9,810	
1,1,2,2,3 - ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	693	
1,1,1,3,3 - ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa)	1,030	
1,1,1,3,3 - ペンタフルオロブタン (HFC-365mfc)	794	
1,1,1,2,3,4,4,5,5,5 - デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	1,640	
パーフルオロメタン (PFC-14)	7,390	PFC 類
パーフルオロエタン (PFC-116)	12,200	
パーフルオロプロパン (PFC-218)	8,830	
パーフルオロブタン (PFC-31-10)	8,860	
パーフルオロシクロブタン (PFC-c318)	10,300	
パーフルオロペンタン (PFC-41-12)	9,160	
パーフルオロヘキサン (PFC-51-14)	9,300	
パーフルオロデカリン (PFC-9-1-18)	7,500	
パーフルオロシクロプロパン	17,340	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	

第2章 事務事業による温室効果ガス排出量の算定

1 温室効果ガス排出量の算定

温室効果ガスの排出量は、マニュアルの算定方法に基づいて、活動量、排出係数、地球温暖化係数を用いて、以下の式により算定します。

$$\begin{aligned} \text{温室効果ガス排出量} &= \text{活動量} \times \text{排出係数} \\ \text{二酸化炭素換算排出量} &= \text{温室効果ガス量} \times \text{地球温暖化係数} \end{aligned}$$

本計画の計画期間中に排出係数および地球温暖化係数が更新された場合は、最新の係数を用いて算定する「実排出量」と、基準係数等を用いて算定する「比較排出量」をあわせて算定することとします。

温室効果ガスの排出量算定に用いる活動量の区分と、それぞれの取扱いについては以下のとおりです。

(1) 二酸化炭素 (CO₂)

活動量の区分	取 扱
燃料の使用	関係部署から提出された燃料使用量のデータをもとにして算定します。
他人から供給された電気の使用	関係部署から提出された電力使用量のデータをもとにして算定します。
他人から供給された熱の使用	南種子町の事務事業として該当するものがないため算定しません。
一般廃棄物の焼却	南種子町清掃センターにおける焼却量およびゴミの分析結果（組成分類のプラスチック類構成比および水分：「ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類」を便宜上プラスチック類として計算する。）をもとにして算定します。
産業廃棄物の焼却	南種子町の事務事業として該当するものがないため算定しません。
その他	南種子町の事務事業として該当するものがないため算定しません。

(2) メタン (CH₄)

活動量の区分	取 扱
ボイラーにおける燃料の消費	木質燃料を使用するボイラーが対象となります。河内温泉センターにおける木質燃料の使用量を算定の対象としますが、現在は使用されていないので基準年度のみ算定とします。
ガス機関・ガソリン機関における燃料の消費	非常用発電機からの排出が想定されますが、数分間の点検程度の短時間の運転であるため算定しません。 草刈機等のガソリン機関の使用は、定置式ではなく対象外であるため算定しません。

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

家庭用機器における燃料の消費	コンロ、小型湯沸器、ストーブの使用による灯油、LP ガスの燃料消費からのメタン排出が該当します。灯油については、ボイラーは対象外ですが、便宜上、ストーブでの使用とみなして算定します。 LP ガスについては、コンロ・湯沸器等での使用とみなして算定します。
自動車走行	公用車の使用記録をもとにして、その走行距離により算定します。
船舶の航行	南種子町の事務事業として該当するものがないため算定しません。
家畜の飼養、水田の耕作、牛の放牧	キャトルセンター、インギー地鶏鶏舎における飼養数をもとにして算定します。
農業廃棄物の焼却	基準年度の排出量算定時点において植物性廃棄物の焼却に関する記録がなく、情報を得られなかったため基準排出量に加算していません。そのため、本計画では算定しません。
埋立処分した廃棄物の分解	南種子町の事務事業として該当するものがないため算定しません。
下水またはし尿の処理	南種子町の事務事業として該当するものがないため算定しません。
浄化槽によるし尿・雑排水の処理	町内の一般家庭等の浄化槽は対象外です。 基準年度の排出量算定の時点において、南種子町に設置されている浄化槽の情報の入手が困難であったため基準排出量に加算していません。そのため本計画においては算定しません。
一般廃棄物の焼却	南種子町清掃センターにおける焼却量と焼却ごみの組成分析、含水率のデータをもとにして算定します。施設の区分はバッチ式とします。
産業廃棄物の焼却	南種子町の事務事業として該当するものがないため算定しません。
その他	南種子町の事務事業として該当するものがないため算定しません。

(3) 一酸化二窒素 (N₂O)

活動量の区分	取 扱
ボイラーにおける燃料の消費	木質燃料およびB・C重油を使用するボイラーが対象となります。 河内温泉センターにおける木質燃料の使用量を算定の対象としますが、現在は使用されていないので基準年度のみ算定とします。B・C重油は使用されていないので算定しません。
ディーゼル機関における燃料の消費	非常用発電機からの排出が想定されますが、数分間の点検運転程度の短時間の運転であるので算定しません。
ガス機関・ガソリン機関における燃料の消費	非常用発電機からの排出が想定されますが、数分間の点検運転程度の短時間の運転であるので算定しません。草刈機等のガソリン機関の使用からの排出は、定置式ではなく算定対象外であるため算定しません。
家庭用機器における燃料の消費	コンロ、小型湯沸器、ストーブの使用による灯油、LP ガスの燃料消費からの排出が該当します。 灯油については、ストーブでの使用とみなして算定します。 LP ガスについては、コンロ・湯沸器等での使用とみなして算定します。
自動車走行	公用車の使用記録をもとに、その走行距離により算定します。
船舶の航行	南種子町の事務事業として該当するものがないため算定しません。
麻酔剤の使用	南種子町の事務事業として該当するものがないため算定しません。
家畜の糞尿処理	キャトルセンターにおける飼養数をもとにして算定します。

耕地で使用した化学肥料、その他の肥料	南種子町の農業用種苗施設での化学肥料、有機肥料の施肥のデータをもとにして算定します。
牛の放牧	キャトルセンターにおける飼養数をもとにして算定します。
農業廃棄物の焼却	基準年度の排出量算定時点において植物性廃棄物の焼却に関する記録がなく、情報を得られなかったため基準排出量に加算していません。そのため、本計画では算定しません。
下水またはし尿の処理	南種子町の事務事業として該当するものがないため算定しません。
浄化槽によるし尿・雑排水の処理	町内の一般家庭等の浄化槽は対象外です。基準年度の排出量算定の時点において、南種子町に設置されている浄化槽の情報の入手が困難であったため基準排出量に加算していません。そのため今回の計画においては算定しません。ここでは農業集落・漁業集落排水処理施設の処理人口をもとにして算定します。
一般廃棄物の焼却	南種子町清掃センターにおける焼却量と焼却ごみの組成分析、含水率のデータをもとにして算定します。施設の区分はバッチ式とします。
産業廃棄物の焼却	南種子町の事務事業として該当するものがないため算定しません。
その他	南種子町の事務事業として該当するものがないため算定しません。

(4) ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)

活動量の区分	取 扱
自動車用エアコンディショナーの使用および廃棄	基準年度の排出量の算定時点において公用車に関する資料が得られず、基準排出量に加算していないため、本計画では算定対象としません。
噴霧器・消火剤の廃棄	南種子町の事務事業として該当するものがないため算定しません。
その他	南種子町の事務事業として該当するものがないため算定しません。

(5) パーフフルオロカーボン類 (PFC)

活動量の区分	取 扱
その他	南種子町の事務事業として該当するものがないため算定しません。

(6) 六ふっ化硫黄 (SF₆)

活動量の区分	取 扱
SF ₆ が封入された電気機械・器具の使用・点検・廃棄	基準年度の排出量算定の時点において、これらの情報を得られなかったため基準排出量に加算していません。そのため本計画では算定しません。

2 温室効果ガスの排出状況

本町役場関連施設からの温室効果ガスの排出状況は以下のようになっています。

(1) 本町関連施設からの排出

<排出量>

本町関連施設からの温室効果ガス排出量は、基準年度である2013（平成25）年度の基準排出量が2,510.8t-CO₂、2022（令和4）年度の比較排出量が2,826.6t-CO₂でした。

2022（令和4）年度、最新の排出係数で算定した実排出量は2,284.4t-CO₂、鹿児島県全体の2020（令和2）年度の排出量11,808千t-CO₂の約0.02%に相当します。

温室効果ガス排出種別		2013年度（平成25年度）	2022年度（令和4年度）	
		基準排出量	比較排出量	実排出量
エネルギー起源二酸化炭素 (t-CO ₂)	ガソリン	68.1	53.3	53.3
	灯油	68.9	234.1	234.1
	軽油	59.3	153.4	153.4
	A重油	40.0	8.9	8.9
	B・C重油	0.0	0.0	0.0
	LPガス	23.2	18.5	18.5
	電気	1,677.1	1,856.7	1,314.5
	小計	1,936.7	2,324.9	1,782.8
非エネルギー起源二酸化炭素 (t-CO ₂)		168.5	180.6	180.6
メタン (t-CH ₄) 〔 〕はCO ₂ 換算量 (t-CO ₂)		12.8 [321.2]	9.8 [244.6]	9.8 [244.6]
一酸化二窒素 (t-N ₂ O) 〔 〕はCO ₂ 換算量 (t-CO ₂)		0.3 [84.5]	0.3 [76.5]	0.3 [76.5]
二酸化炭素換算 総排出量 (t-CO ₂)		2,510.8	2,826.6	2,284.4
エネルギー消費量の原油換算量 (kL)		794.9	950.9	950.9

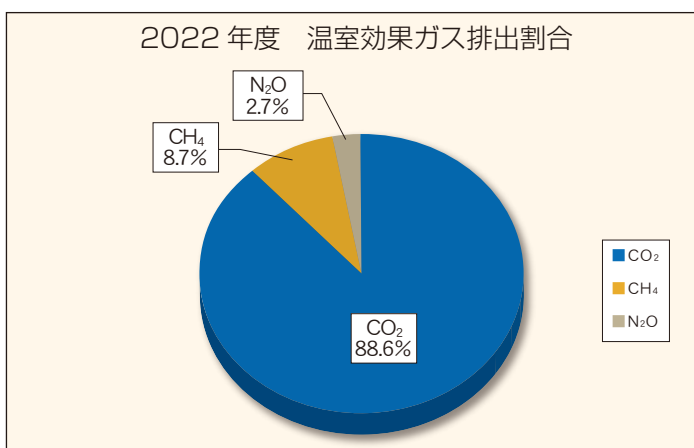
※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。



<温室効果ガス排出起源と排出割合>

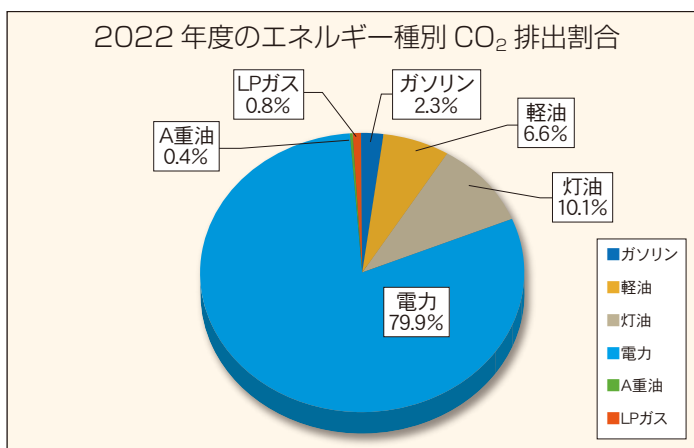
排出される温室効果ガスは、主に電気、ガス、燃料等のエネルギーの使用を起源とする（以下、エネルギー起源）二酸化炭素（CO₂）の排出と、コンロや湯沸器等の家庭用機器の使用、家畜や廃棄物および公用車の走行に伴い発生するメタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）等があります。

2022（令和4）年度の本町の温室効果ガス排出割合は二酸化炭素（CO₂）の排出量が88.6%を占めており、メタン（CH₄）が8.7%と一酸化二窒素（N₂O）は2.7%でした。



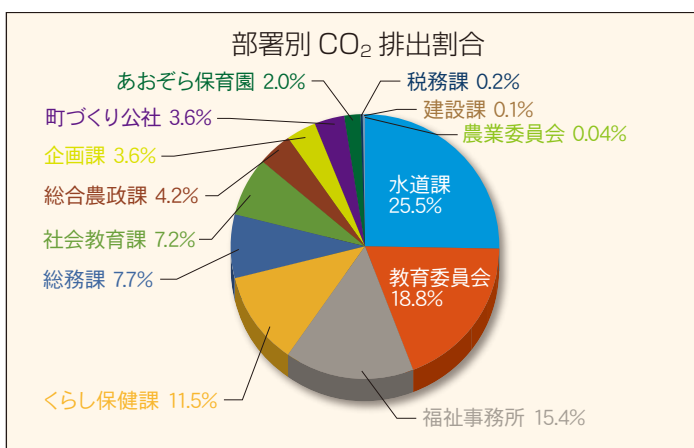
<エネルギーの種別割合>

エネルギー起源の二酸化炭素（CO₂）のエネルギー種別の排出量割合は、2022（令和4）年度では、電力79.9%、灯油10.1%、軽油6.6%、ガソリン2.3%、LPガス0.8%、A重油0.4%であり、電力が約8割を占めていました。



<部署別排出量>

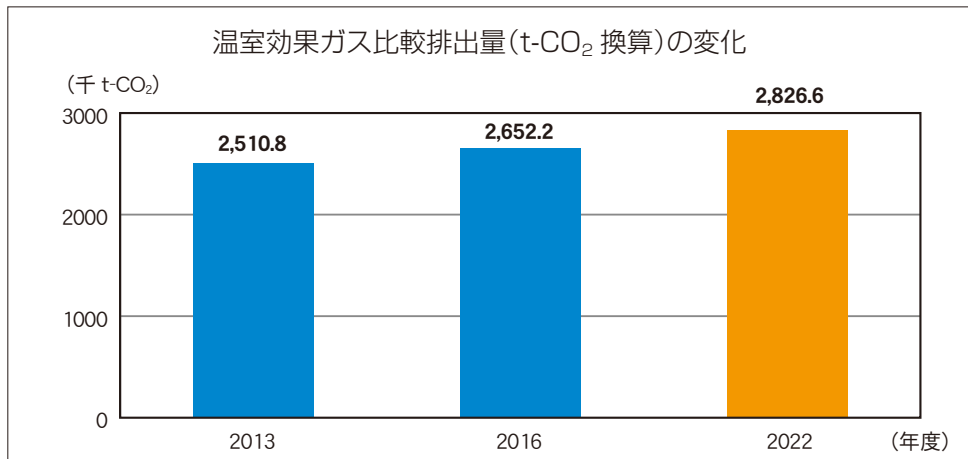
部署別のエネルギー起源の二酸化炭素（CO₂）排出量をみると、水道課が最も多く25.5%を占めていました。これは送配水用ポンプなど、水道設備では多くの電気が必要になると考えられます。次に多いのが教育委員会で18.8%を占めており、9校の小中学校などの施設を管理しています。3番目に多かったのは福祉事務所の15.4%で、河内温泉センターなどの施設を管理しています。



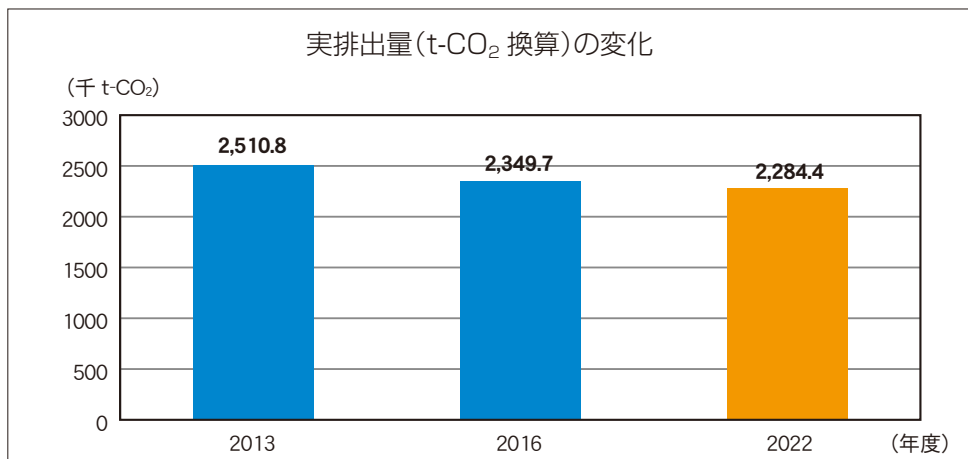
<排出量の経年比較>

基準年である2013(平成25)年度と、2022(令和4)年度の温室効果ガス排出量(CO₂換算値)を庁内の取組状況の実態を表す比較排出量で比較すると、10年間で315.8t-CO₂(2013年度比+12.6%)増加しています。

前回の計画策定時に算定した2016(平成28)年度の比較排出量2,652.2t-CO₂と比較すると174.4t-CO₂(2016年度比+6.6%)増加しています。



また、現在の最新の排出係数で活動量に乗じて算定した実排出量は基準年度と比較すると226.4t-CO₂(2013年度比-9.0%)減少し、前回の計画策定時に算定した2016(平成28)年度の実排出量と比較すると65.3t-CO₂(2016年度比-2.8%)減少しました。これは電気の排出係数が小さくなったことによるものと考えられます。



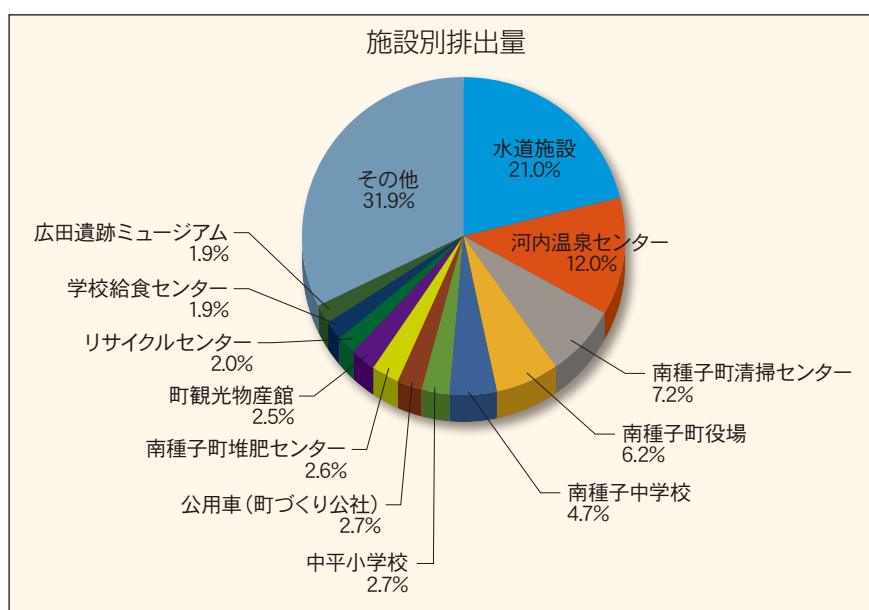
<排出量の多い施設>

施設別の温室効果ガス排出量は、水道施設が593.5t-CO₂ (21.0%)と最も大きく、次いで、河内温泉センターが340.5t-CO₂ (12.0%)、南種子町清掃センターが203.9t-CO₂ (7.2%)となっています。

年間排出量が50t-CO₂以上の施設

対象施設	排出量 (t-CO ₂)	排出割合 (%)
水道施設	593.5	21.0%
河内温泉センター	340.5	12.0%
南種子町清掃センター	203.9	7.2%
南種子町役場	175.6	6.2%
南種子中学校	133.5	4.7%
中平小学校	76.5	2.7%
公用車(町づくり公社)	76.1	2.7%
南種子町堆肥センター	74.2	2.6%
町観光物産館	69.4	2.5%
リサイクルセンター	56.6	2.0%
学校給食センター	55.1	1.9%
広田遺跡ミュージアム	53.9	1.9%
その他	917.7	32.5%
計	2,826.6	100%

※排出量は比較排出量



(2) 個別施設の現地調査結果



施設名	南種子町立南種子中学校
施設用途区分	学校
延べ床面積	3,999.0 m ²
設置年月日	平成6年
現地調査年月日	令和5年10月10日

照明設備	
現況評価	改善提案および効果見込み
蛍光灯が消費電力全体の約85%を占めており、メタルハライドランプが約12%、LED照明が約3%となっています。	蛍光灯をLEDに替えるだけで大きな省エネが見込まれます。

空調設備	
現況評価	改善提案および効果見込み
教室に新たにエアコンが導入されました。	エアコンと扇風機・サーキュレーターとの併用でエアコンの運転効率を上げることができ省エネになります。 エアコンの更新により省エネ化が見込まれるため、使用時間が長い職員室などで古いものから更新することが望まれます。

その他設備	
現況評価	改善提案および効果見込み
なし	なし

総合評価、優先度、期待される効果など

照明については、蛍光灯が800本以上あり、これをLED照明に更新することで大きな省エネ効果が期待できます。現在、蛍光灯の数が多いため、更新時期を前倒しして使用時間が長い箇所より、計画的にLED化することが望まれます。照明の電力が約1/2に低減されるLED化だけでも年間約63万円^{*}の削減効果が見込まれます。また、空調についても、使用時間の長い箇所から更新し、その際は省エネ型の空調を導入することが望ましいです。

^{*}南種子町立南種子中学校関連施設の蛍光灯、白熱電球、水銀灯等の照明を全てLED照明に替えた場合と仮定した場合、現在の電力契約による概算削減見込み量。電気料金削減見込みは概算値であるため目安としてご利用下さい。



施設名	河内温泉センター
施設用途区分	浴場
延べ床面積	1,511.0㎡
設置年月日	平成7年
現地調査年月日	令和5年10月10日

照明設備

現況評価	改善提案および効果見込み
蛍光灯が消費電力全体の約63%を占めており、LED照明は約19%となっています。一部ですが、消費電力が大きい白熱球が使用されていました。	消費電力が大きい白熱球はもとより、LED照明設備に替えることで省エネ化が図られます。

空調設備

現況評価	改善提案および効果見込み
本館のエアコンは古い型式のものが使用されているところもありました。	エアコンを省エネ型に更新することで省エネ化が図られます。

その他設備

現況評価	改善提案および効果見込み
ポンプやブロアーが多数利用されています。また、太陽熱温水器が導入されています。 本館：加温用灯油ボイラー3台稼働 プール棟：加温用A重油ボイラー2台稼働	モーターやVベルトの更新による省エネが見込まれます。高効率のボイラーへの更新や灯油、LPG、LNG等の環境への負荷がより少ない燃料のボイラーへの更新の検討が必要です。

総合評価、優先度、期待される効果など

太陽熱温水器が導入され、従来よりもボイラーの燃料を削減できたところは評価できます。本館のエアコンや、ポンプ、ブロアーのモーターの更新などによる省エネ化が期待されます。
また、排湯や温泉からのヒートポンプによる熱回収も今後検討する必要があります。



施設名	南種子町役場庁舎 他
施設用途区分	事務所
延べ床面積	3,540.9㎡
設置年月日	昭和38年
現地調査年月日	令和5年10月11日

照明設備

現況評価	改善提案および効果見込み
環形、直管型蛍光灯が消費電力全体の約70%を占めており、HF蛍光灯が約15%、LED照明が約10%となっていました。(その他約5%)なお、直管型蛍光灯については、多くが40W型のものでした。	直管型の蛍光灯をLED照明にすることで大きな省エネが見込まれます。

空調設備

現況評価	改善提案および効果見込み
ほとんどがビルマルチ型やビルツイン型の空調であり、その多くが2015年前後に導入されたものでした。	更新により省エネが見込まれます。更新にあたっては、使用時間の長いものから順に更新し、省エネ型の空調機器を導入することが望まれます。

その他設備

現況評価	改善提案および効果見込み
電気ポットが使用されています。	電気ポットについては省エネ型のものへの更新や、使用する際は温度設定を低くすることが有効です。

総合評価、優先度、期待される効果など

蛍光灯が400本程あり、電気消費量が約1/2に低減されるLED化だけでも年間約63万円*の削減効果が見込まれます。空調についても、2015年前後に導入した空調機器が多く、およそ9年近く経過しているものとみられます。(一社)日本冷凍空調工業会のガイドラインによると耐用年数を法定耐用年数と同じく6~15年を目安としていますが、耐用年数を前倒しして、使用時間が長いところから順次、省エネ型の空調機器に更新することが望まれます。

*南種子町庁舎関連施設の蛍光灯、白熱電球、水銀灯等の照明を全てLED照明に替えたと仮定した場合、現在の電力契約による概算削減見込み量。電気料金削減見込みは概算値であるため目安としてご利用下さい。



施設名	南種子町清掃センター
施設用途区分	ごみ処理施設(焼却施設)
延べ床面積	1,060.6㎡
設置年月日	平成7年
現地調査年月日	令和5年10月11日

照明設備

現況評価	改善提案および効果見込み
40Wの直管蛍光灯が150本程ありましたが、半分程度は常時消灯されているとのことでした。また、水銀灯も使用されていました。なお、LED照明はみられませんでした。	LED化で省エネが見込まれます。

空調設備

現況評価	改善提案および効果見込み
事務室等に設置されているエアコンについては、詳細は不明ですが、古いものも見受けられました。	使用時間が長いので、省エネ型に更新することにより省エネが見込まれます。

その他設備

現況評価	改善提案および効果見込み
受電設備の詳細は不明でした。ブローアーやコンプレッサー、その他、ごみ処理のための各種機器がありました。	変電用トランスはトップランナーの省エネ型に更新することで、省エネが見込まれます。省エネ型のモーターへの更新やVベルトの更新により省エネが見込まれます。

総合評価、優先度、期待される効果など

照明器具については、他の施設と比較すると数が少ないもののLED化されていませんでした。蛍光灯をLED化するだけでも省エネ効果が見込まれます。ところどころ間引き照明や使用の際のみ点灯しており、省エネの取組が見られました。継続的に続けることが望まれます。事務室など点灯時間が長い箇所を中心に更新し、水銀灯も使用時間が長い箇所から高輝度LED照明に更新することで省エネが図られます。また、高所にある灯具交換の手間も削減できます。

ブローアーやコンプレッサーなど運転時間が長く消費電力が大きい機器についても、省エネ型に更新していくことで省エネが見込まれます。

施設の老朽化も進んでいるため、将来的な利用方針を検討し、継続使用する場合は省エネ改修が望まれます。

3 排出削減に向けた取組の現状評価と今後の取組の方向性

(1) 前回の計画の取組評価

<排出量>

本町では、2018(平成30)年3月に「南種子町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、2013(平成25)年度を基準年度として、2030年度までに基準年度と比較し40%削減の1,506.5t-CO₂という目標を掲げていました。その目標を達成するためには、2022(令和4)年度までに温室効果ガス排出量を1978.9t-CO₂(2013年度比-21.2%)にする必要がありました。

しかし、2022(令和4)年度の比較排出量は2,826.6t-CO₂(2013年度比+12.6%)となり、目標を達成することができませんでした。

前回策定時の目標

項目	
計画期間	2018(平成30)年度～2022(令和4)年度
基準年度	2013(平成25)年度
目標	2022(令和4)年度21.2%削減
実績	比較排出量：12.6%増加 (実排出量：9.0%減少)

増加要因として、基準年度にはない新たな施設(まちづくり公社の事務所や公用車等)が増えたことや、小中学校に空調設備が導入されたことなど、施設や設備機器が新たに増えたことによりエネルギーの使用量が増加したことが考えられます。



(2) エコ活動などソフト的な取組事項

(1) で述べたとおり、比較排出量は近年増加傾向にあります。本町ではこれまでに排出削減に向けた取組を進めてきており、それぞれの現状評価については以下のとおりとなっています。

■エアコンの効率的な運転

現状評価	今後の方向性
クールビズ期間(5月から10月)において、スタイルの励行にあわせてエアコンの温度設定を28℃にしており、定着しつつあることは評価できます。一方、ウォームビズ期間(11月から3月)においては、エアコンの設定温度が20℃より高くなっている場合があります。内容の周知や運用の徹底が十分でないところがあったのではないかと考えられます。	エアコンの適正な温度設定と室温を適切に把握できる場所に温度計を設置し、室温のモニタリングを習慣づけることが望まれます。また、室内温度を均一化するため、扇風機やサーキュレーターの利用、併せてブラインドの使用などエアコンの効率的な運転が望まれます。

■節電の取組

現状評価	今後の方向性
廊下やトイレなどの消灯・自然光の利用など省エネのための行動を進めており、一定の成果を上げています。役場本庁舎だけでも200台以上のパソコンが利用されていますが、ほとんどがデスクトップ型です。電気ポットなども使用されています。	省エネ設定や計画で決めたルールの着実な運用などにより、さらなる省エネ化が期待できます。こういった取組を実践した際は、成果を見える化して、職員に効果が実感できるような進め方の工夫が望まれます。

■緑のカーテンや緑化

現状評価	今後の方向性
過年度、一時的な試行や教育現場等での取組はありますが、台風対策の困難さなどにより継続的な取組となっていません。	緑のカーテン活動を続けていくため、台風などにも強い島の気候に合った植物の掘り起こしなどが必要です。また、町有地の緑化や町有林の適正管理、育成なども温暖化防止に効果的であり、引き続き取組を進めていくことが必要です。

■温暖化対策推進担当者の選任

現状評価	今後の方向性
<p>温暖化防止実行計画を各職域で推進する「担当者」を選任することとしていますが、「担当者」が活かされておらず、計画に基づいた効果的な取組がなされていません。</p>	<p>実行計画を全庁的に展開していくために、各職域で選任された「担当者」について、その役割・任務を明確にするとともに研修等の機会を設けるなど、実行計画の推進者として機能する仕組みづくりが求められます。</p>

■環境配慮物品・資材の利用

現状評価	今後の方向性
<p>物品の調達においては長期使用の配慮を行っていますが、購入時のグリーン購入などエコ製品の選択は経費節減とのバランスから十分に進んでいません。</p>	<p>購入コストだけでなく、グリーン購入法、環境配慮契約法なども考慮しつつ、温暖化防止対策につながる物品や資材を今後も積極的に利用していくように努めることで、職員の環境に対する意識が変わります。そのような物品や資材の購入に努めることが求められます。</p>



(3) 施設や機器の整備などハード的な取組事項

■次世代自動車等の導入

現状評価	今後の方向性
<p>大型車や特殊車両などを除き、車両の導入の際は原則的に軽自動車や電気自動車の導入を進めています。電気自動車は現在、7台導入され、部分的には燃料の削減効果がみられます。</p>	<p>購入コストだけではなく、長期的な視点で考え、今後、電気自動車をはじめとする次世代自動車等導入割合を大幅に高めるとともに、エコドライブの実施や、燃費計算欄を設けた車両運転記録簿の設置、車内にエコドライブ標語を貼付するなど、運転者の啓発を進めることで一層の効果が期待できるようになります。</p>

■エアコンの更新

現状評価	今後の方向性
<p>省エネ型（インバーター付）の機種や小型分散化等により、省エネ化が図られています。出先機関では、インバーターがついていない機種も残っており、今後の更新により、更なる省エネ化が見込まれます。</p>	<p>機器更新にあたっては、導入費用はやや割高となりますが、インバーター付きの機種や小型分散化するなど、省エネ効果が高い機器を選んで導入することが必要です。運転時の費用を低く抑えて総合的に費用の削減と省エネにつなげるという視点で機種選定を行うことが大切です。</p> <p>また、故障してから更新するのではなく、省エネ型でないエアコンを使用しているところについては、耐用年数（6から15年）を前倒しして、予算化し更新することで一層の省エネ効果が期待できます。</p>

■照明機器の省エネ化

現状評価	今後の方向性
<p>LED照明の導入を進めています。省エネ診断の結果から、確認できたLED照明導入率は台数ベースで約8%でした。出先機関では、蛍光灯が大半を占める施設も残っています。</p>	<p>最も多く使用されている40W蛍光灯は、LED化によって50%以上の電力削減が図られるため、大幅な電力削減が期待できます。灯具の更新の際は、LED化を基本とし、個別スイッチ付きの灯具や照度センサー・人感スイッチ等を併用することで効果的に省エネが図られます。</p>

■エネルギー消費効率の高い機器・設備・運用方式の導入

現状評価	今後の方向性
<p>役場本庁舎だけでも200台以上あるパソコンは、デスクトップ型が多くみられています。節水設備の導入、デマンド監視装置、断熱材、なども遅れています。太陽光発電が本庁舎に設置されていますが、関連施設の再生可能エネルギーの導入は進んでいません。発注工事の際の省エネ型機器・工法の活用、再生材の活用は十分にできていません。</p>	<p>パソコンの導入の際に、耐停電性もあり省エネ化が見込まれるノート型の導入を進めるとともに、プリンターは省エネ性の優れた高性能機やコピー/ファックス機との複合機をフロアで共有する形で、台数を減らしながら便利な機能が利用できるような取組が望まれます。あわせて、省エネ機器・設備、再生可能エネルギー設備の導入を進めることが望まれます。</p>

■施設の統廃合・更新

現状評価	今後の方向性
<p>行政サービスの見直し、施設の老朽化などに伴い施設の統廃合や更新などが検討されています。</p>	<p>行政サービスの見直しや施設の統廃合は費用の削減とともに省エネが期待される一方、行政サービスの低下を招く恐れがあるため、慎重に進める必要があります。</p>



第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第3章 基準年度および温室効果ガスの排出量削減目標

1 基準年度および基準排出量

国の地球温暖化対策計画においては、基準年度を2013（平成25）年度におき、中期目標として2030年度に基準年比で46%減を設定しています。本計画は国の地球温暖化対策計画を推進する立場から、基準年度を国にそろえて2013（平成25）年度とします。

基準年度（2013（平成25）年度）における各活動量と基準係数等により算定した温室効果ガスの総排出量を基準排出量とし、今後の削減活動のモニタリングにおける対比の際の基準とします。国の地球温暖化対策計画においては、エネルギー起源の二酸化炭素排出量とそれ以外の温室効果ガス排出量は、それぞれ削減目標が異なりますが、本計画においてはエネルギー起源の二酸化炭素排出量とそれ以外の温室効果ガス排出量の二酸化炭素換算量をあわせて基準排出量としてモニタリングしていきます。

2 将来水準と温室効果ガスの排出量削減目標

（1）将来水準

国立社会保障・人口問題研究所（令和5年12月）の南種子町の2030年の推計人口は4,637人としており、2013年度（平成25年度）比で約21%の人口減少を想定しています。

これに伴い行政サービスの縮小が想定される一方で、一層の振興策の展開や町民の高齢化等に対応したよりきめ細かいサービスが必要とされる側面も想定されます。これらを勘案し、本計画においては、2030年度までの行政サービスで基本的に消費するエネルギーの水準は、現状のレベルで推移するものと設定します。

（2）目標年度

本計画においては、国の地球温暖化対策計画の目標年度との整合を図り、2030年度を目標年度と定めます。

（3）削減目標

南種子町が率先して地球温暖化対策に取り組む、国の削減目標達成に貢献するとともに、事業者・町民の模範となるよう努力するため、比較排出量において『2030年度までに2013（平成25）年度の比46%削減』を目標とします。

温室効果ガスの排出削減目標に基づき、エネルギー関連項目の削減目標を以下のとおりとします。

電気については、町有施設における照明のLED化や太陽光発電設備の設置等の推進、様々な省エネの取組を行うことで、基準年度比で電力会社からの購入電力を50%削減することを目指します。

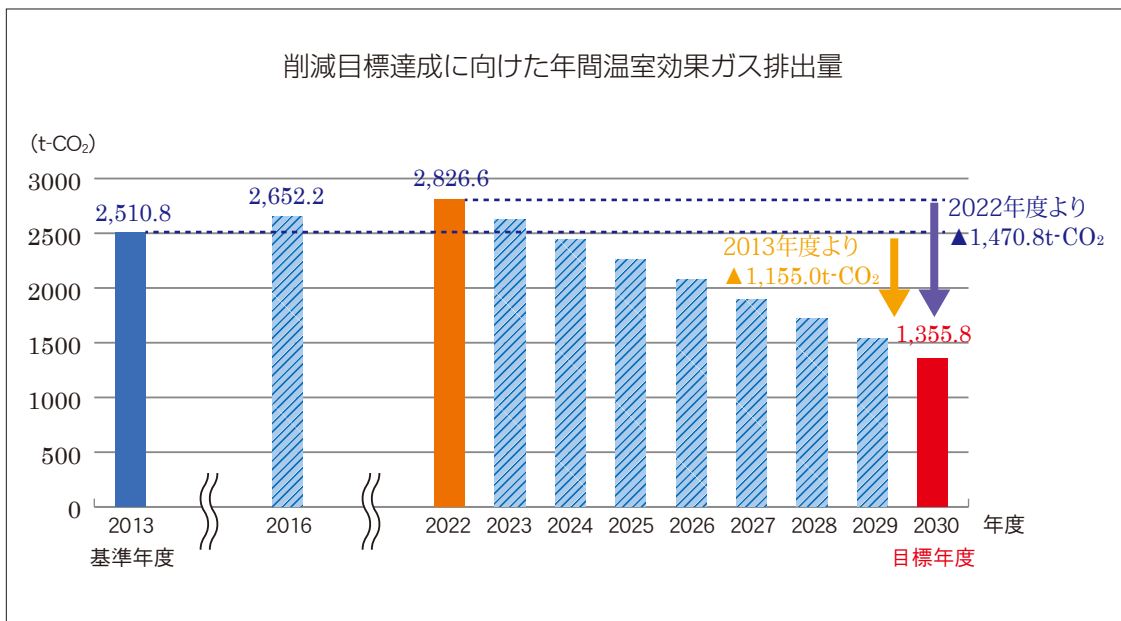
公用車燃料については、電気自動車等の導入やエコドライブの取組推進等により、基準年度比46%削減することとします。取組の詳細は第4章に掲載します。

削減目標

項目	2013年度 (基準年度)	2016年度 (実績)	2022年度 (実績)	2030年度目標	2013年度比
排出量 (t-CO ₂)	2,510.8	2,652.2	2,826.6	1,355.8	-46%
電気(購入電力) (千kWh)	2,735.8	2,908.2	3,028.8	1,514.4	-50%
公用車燃料(kl) (ガソリン)	29,369.2	27,958.2	22,977.7	15,859.4	-46%
公用車燃料(kl) (軽油)	22,969.0	27,462.0	59,452.6	12,403.3	-46%

(4) 削減目標の設定の考え方

最終目標年度の2030(令和12)年度において、基準排出量2,510.8t-CO₂から46%削減の目標1,355.8t-CO₂を達成するためには、基準年度より1,155.0t-CO₂の削減が必要です。また、算定した2022(令和4)年度より、1,470.8t-CO₂毎年約183.9t-CO₂(約6.5%)の削減を続けていく必要があります。この割合で行くと本計画の最終年度2030年度末においては1,470.8t-CO₂削減して、1,355.8t-CO₂を目指すこととなります。



第4章 取組項目および取組目標

本計画では、環境保全の取組を体系化し、より一層効果的なものとするため、全ての職員がその職務を進めるに際して取組むべき事項を5つの取組分野、19の取組項目で示します。取組項目別に取組目標を設定し、これについては、毎年評価基準により取組状況を点検し、その結果を公開していきます。

【2030年度の削減目標】
2013年度比で46%温室効果ガス排出量を削減します。

南種子町 取組方針

	取組項目（評価項目）
取組分野1 環境に配慮した製品を利用します	(1) 次世代自動車および充電設備等の導入
	(2) グリーン購入の推進
	(3) 環境に配慮した会議やイベント開催の推進
取組分野2 省資源・省エネルギーを推進します	(1) 上水使用量の削減
	(2) 電気使用量の削減
	(3) ペーパーレス（用紙類の削減）の推進
	(4) 燃料使用量の削減
取組分野3 環境汚染を防止し緑化等を推進します	(1) 緑化等の推進
	(2) 汚染物質の排出抑制等
	(3) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進
取組分野4 建築・改修、機器更新等における環境配慮や再生可能エネルギーの導入を進めます	(1) 省資源に配慮した建築・改修の推進
	(2) 省エネルギーに配慮した建築・改修の推進
	(3) 環境配慮型資材の優先調達等
	(4) 適切な公害防止施設の設置・使用
	(5) 再生可能エネルギーの導入推進
取組分野5 職員等の環境保全意識の向上のための取組や総合的な省エネルギーにつながる取組を進めます	(1) 職員の環境保全意識の向上
	(2) 職員の自主的取組の推進
	(3) 関係者との連携の推進
	(4) 総合的な省エネルギーにつながる取組の推進

取組分野1：環境に配慮した製品を利用します

(1) 次世代自動車* および充電設備等の導入

重要
取組

自動車による燃料の燃焼に伴い発生する二酸化炭素やメタン等の排出を削減するため、公用車の更新にあたり次世代自動車および充電設備等の導入に努めます。

<目 標>

- 新規導入・更新車両は原則として次世代自動車とします。また、電気自動車導入施設は、充電設備を設置します。

《目標達成のための取組》

第1段階：管理強化、運用改善（予算化がほとんど不要で、すぐに取り組める事項）

- ① 車両の更新にあたっては、廃棄車両の適正な廃棄（特にカーエアコン）やリサイクルを徹底します。

第2段階：設備改善、設備付加（小規模投資による改善事項）

第3段階：高効率設備導入（計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項）

- ② 車両価格等を勘案しながら、ハイブリッド自動車・電気自動車等の環境にやさしい次世代自動車の導入に努めるほか、車両用途に応じ、排気量の小さな軽自動車への更新等を進めます。電気自動車の導入と併せて太陽光等と組み合わせて充電設備も取り付けます。

評価基準 期間内の新規導入車両・更新車両に占める次世代自動車、軽自動車の割合が100%であるか。
①～②が実施されているか。



* 次世代自動車：ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車（圧縮天然ガス自動車）等のことをいいます。

(2) グリーン購入の推進

物品の購入にあたっては、環境に配慮した製品等を優先的に購入します。

<目 標>

- 事務用品・電気製品は環境に配慮した製品を使用します。

《目標達成のための取組》

第1段階：管理強化、運用改善（予算化がほとんど不要で、すぐに取り組める事項）

- ① 購入にあたっては、原則として「エコマーク」や「グリーンマーク」のついた製品を購入します。
- ② その他の必要な物品で、「エコマーク」や「グリーンマーク」のついていないものについては、環境省等が提供するグリーン購入法適合商品のデータベース等を参考に購入します。
- ③ トイレットペーパーは、古紙配合率100%の製品を使用します。
- ④ OA機器や冷蔵庫、テレビ、照明等の電化製品については、「国際エネルギースターロゴ」や「小売事業者表示制度（統一省エネラベル等）」における省エネ基準達成率が100%以上の省エネルギー型の機器を購入します。照明については、原則としてLED照明を購入します。

第2段階：設備改善、設備付加（小規模投資による改善事項）

第3段階：高効率設備導入（計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項）

評価基準 ①～④が実践されているか。

●グリーン購入とは

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。



●エコマーク

環境省の外郭団体である（公財）日本環境協会が認定する様々な商品（製品およびサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。

（例）古紙100%トイレットペーパー、廃木材再生品、廃プラスチック再生品、水切り袋、再生パルプ使用電気掃除機用フィルター、低ベンゼンガソリン



●グリーンマーク

経済産業省の外郭団体である（公財）古紙再生促進センターが認定する古紙再生製品に付けられるマークで、昭和56年5月にスタートしました。このマークは、古紙再生製品の利用を通して、古紙リサイクルの意識の向上と緑化の推進を図るため、古紙を再生利用したトイレトペーパーやノートなどの紙製品に表示され、このマークの収集に応じて学校などに苗木を贈り、社会環境の緑化を推進しています。

（例）トイレトペーパー、ノート、事務用品、学習用教材等



●国際エネルギースターロゴ

日米両政府の合意のもとに実施されている国際エネルギースタープログラム制度の中で定められた省エネルギー基準をクリアした製品に表示されるロゴのことです。

（例）パソコン、コピー機、プリンター等



●再生紙使用マーク

再生紙の利用を促進するため、3R活動推進フォーラム（全国都道府県・事業者団体等からなるごみ減量化の推進団体）が定めたマーク（古紙配合率を明記）のことです。

●小売事業者表示制度（統一省エネラベル等）とは

省エネ法では、家電等の省エネ基準を定めています（トップランナー制度）。この基準を達成しているかどうか等の省エネ性能を、小売事業者等が分かりやすくラベル（統一省エネラベル等）で表示するものです。

統一省エネラベルが変わりました



新しいラベルのポイントは主に3つ

ポイント 1 **多段階評価点**
市場における製品の省エネ性能を高い順に5.0～1.0までの41段階で表示します。

ポイント 2 **省エネルギーラベル**
トップランナー制度における、機器区分ごとに定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示します。

ポイント 3 **年間目安エネルギー料金**
当該製品を1年間使用した場合の経済性を、年間目安エネルギー料金で表示します。
※年間目安エネルギー料金は、年間の目安電気料金、目安ガス料金または目安灯油料金を指します。

電気製品の購入は省エネ達成率100%以上のものを購入

(3) 環境に配慮した会議やイベント開催の推進

地球温暖化対策の推進や廃棄物の減量化・分別の徹底等について、町が主催するイベントの開催にあたっては、環境への負荷の低減に努め、イベントにおいて普及啓発に取組めます。

<目 標>

- イベントの開催にあたっては、環境に配慮して実施します。

《目標達成のための取組》

第1段階：管理強化、運用改善（予算化がほとんど不要で、すぐに取り組める事項）

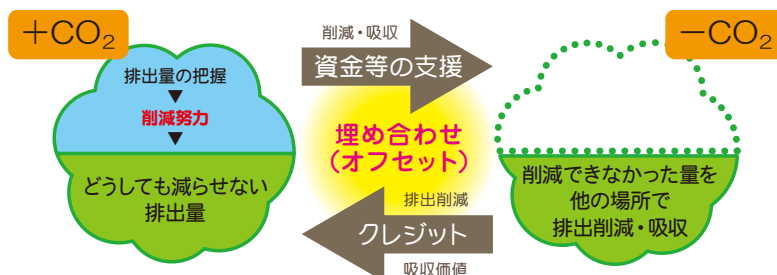
- ① 紙皿など使い捨て資材の利用を極力少なくするなど、発生する廃棄物の減量化を推進します。
- ② ペットボトル飲料の提供禁止など、イベントや会議等でのプラスチック製品の使用を抑制します。
- ③ 空調温度設定の適正化を図り、消費される資源・エネルギーを抑制します。
- ④ 参加者に、徒歩や自転車の活用、自動車の相乗りなど省エネの啓発を行います。
- ⑤ 食品ロスを減らすため、仕入れる量は売り切れる量、誰でも食べきれる量を提供するようにします。
- ⑥ エコステーション（分別ゴミ箱）設置、マイバッグ持参など環境配慮意識の向上に努めます。
- ⑦ 協賛・運営団体への協力の依頼と、ごみの分別指導を行います。

第2段階：設備改善、設備付加（小規模投資による改善事項）

- ⑧ 国や県などが実施している温室効果ガスの売買制度（Jクレジット制度、かごしまエコファンド等）を利用して、二酸化炭素の削減量・吸収量を購入して実質的に二酸化炭素排出量を削減するカーボン・オフセットの採用に努めます。

第3段階：高効率設備導入（計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項）

評価基準 ①～⑧が実践されているか。



取組分野2：省資源・省エネルギーを推進します

(1) 上水使用量の削減

水道水が利用できるようにするために多くのエネルギーを消費していることから水資源を保全するとともに、エネルギー消費抑制のために、上水使用量の削減を推進します。

<目 標>

- 2030年度における上水道使用量を、基準年である2013（平成25）年度比で20%以上削減します。

《目標達成のための取組》

第1段階：管理強化、運用改善（予算化がほとんど不要で、すぐに取り組める事項）

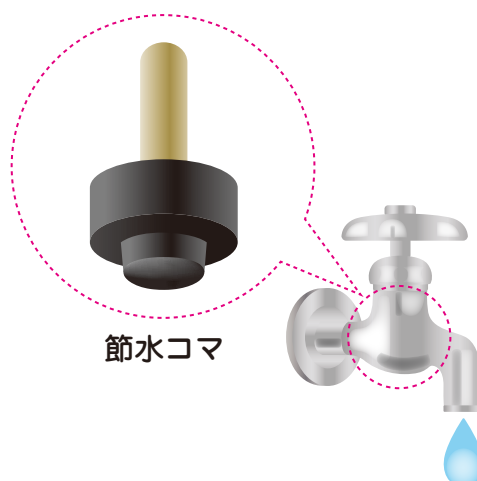
- ① 洗面、手洗い、食器洗い等における水の流し放しを止めるなど、日常的に節水に努めます。
- ② 公用車の洗車、植栽や花壇等への散水用に雨水や空調ドレンから出る水の積極的な利用を推進するため、雨水貯蔵タンクの設置について検討します。
- ③ 使用量を前月又は前年度同月と比較するなどにより、漏水等の早期発見に努め、速やかに対策を講じます。

第2段階：設備改善、設備付加（小規模投資による改善事項）

- ④ 水圧の調整や節水コマ・トイレ用擬音装置、自動水栓の購入などの節水対策を講じます。
- ⑤ 洗濯機など水を使用する設備・機器等の更新時は、節水型の機種を購入します。

第3段階：高効率設備導入（計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項）

評価基準 ①～⑤が実践されているか。



(2) 電気使用量の削減

**重要
取組**

電力は、発電時において多くの化石燃料を使用し、多量の二酸化炭素を排出していることや、事務事業編における温室効果ガス排出量の占める割合が最も多いことから、徹底した電気使用量削減を推進します。

<目 標>

- 2030年度における化石燃料由来の購入電気量を減らし、太陽光発電等の再生可能エネルギーによる自家消費量の割合を高めることや電気の使用量そのものを削減することで、基準年度である2013（平成25）年度比で50%以上削減します。

《目標達成のための取組》

第1段階：管理強化、運用改善（予算化がほとんど不要で、すぐに取組める事項）

【空調の管理】

- ① 冷房は28℃を目安に運転します。これを効果的に進めるため、クールビズの実施と、扇風機等の併用を推奨します。この際は、ポスター等の掲示を行い、職員に周知するとともに、来庁者への理解と協力を求めます。
- ② 電算室の空調温度設定についても、機器に支障の無い範囲で高めの温度設定での運用に努めます。
- ③ 暖房は原則として利用しないこととします。施設の必要上、暖房を使用する場合は20℃を目安に運転し、ウォームビズや空気を攪排させるサーキュレーター、扇風機等の併用を推奨します。
- ④ 冷房・暖房中の窓やドアは、換気時を除き開放したまま放置しないこととします。また、ブラインド・カーテン等を有効に活用し、冷房・暖房の効率化を図ります。
- ⑤ 空調設備のフィルターを定期的に清掃します。

【消灯の励行】

- ⑥ 昼休み時間および閉庁時間の屋内照明は原則として点灯しません。（庁舎については、窓口部分を除き12時に一斉消灯します。）
- ⑦ 夜間残業時の照明は、必要な範囲のみ点灯するとともに、超過勤務の縮減と定時退庁日の取組を一層徹底します。また、冷暖房の効率化や光害の防止のため、日没後はブラインド等を閉めます。
- ⑧ 会議室、湯沸室、更衣室、トイレや廊下、階段等は、不使用時は消灯し、使用時のみ点灯させます。
- ⑨ 業務に支障のない範囲で、照明点灯箇所を削減するとともに照明時間を縮減します。
- ⑩ 屋外照明等は、安全の確保に支障のない範囲で消灯します。

【電気製品の管理】

- ⑪ 省エネタップ・手元スイッチの活用を進め、待機電力の削減を一層進めます。
- ⑫ テレビ、ビデオなどは、主電源で操作し、待機電力を削減します。退庁時には主電源オフの確認を徹底します。
- ⑬ コピー機やファックス機については、各所属における必要台数を精査し、台数を削減します。

- ⑭ 事務事業の運用上必要な場合で保温ポットを新たに購入する場合は、省エネタイプのものか、電気を使用しない製品とします。コーヒーメーカーについては、今後の設置を控えます。既存の電気式保温ポットは低めの温度設定とし、必要に応じて再沸騰を利用します。

【パソコンの管理】

- ⑮ 長時間の離席時にはパソコンの電源を切ります。10分以上使用しないときに自動的にスリープもしくは画面をOFFにする設定にします。
- ⑯ 日常の使用時は画面照度を低めに設定します。
- ⑰ 新たに購入するときは、業務で必要とされるスペックを満たした省エネ型のパソコンの導入を進めます。

【その他1】

- ⑱ 学校での省エネ活動を進めるための「フィフティ・フィフティ活動」(対前年比で省エネができた場合は、経費削減額の半分を学校で自由に使える予算とする処置) など、効果的に省エネ活動が進むような仕組み作りを検討します。

第2段階：設備改善、設備付加（小規模投資による改善事項）

【その他2】

- ⑲ 施設改修時には照明機器などに人感センサーの付加を進めます。
- ⑳ 電力の使用量がわかるメーターを設置するなどして取組の見える化を進めます。
- ㉑ 室外機に日よけを設けたり、遮熱シートを覆うことでエアコンの運転効率を上昇させます。

第3段階：高効率設備導入（計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項）

【省エネ機器の導入】

- ㉒ 省エネルギー型のOA機器、照明器具等の設備、電化製品等の導入に努めます。
- ㉓ 機器の整備・更新にあたっては、長期的な視点を持って費用負担が小さくなるよう、省エネルギー効果の大きい機器を選択する視点をもって実施します。
- ㉔ 規模の大きな改修・新設においては、電力のピークを抑制し基本料金を大幅に低減させるデマンドコントロールやビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）設備の導入を検討します。

評価基準 ①～④が実践されているか。



(3) ペーパーレス（用紙類の削減）の推進

二酸化炭素の吸収源となる国内外の森林資源の保全や廃棄物減量の観点から、用紙類使用量の削減に努めるとともに、ペーパーレス化を推進します。

<目 標>

- 2030年度における用紙類使用量を、基準年である2013（平成25）年度比で30%以上削減します。

《目標達成のための取組》

第1段階：管理強化、運用改善（予算化がほとんど不要で、すぐに取り組める事項）

【資料等の簡素化】

- ① 会議資料等はより一層の簡素化を図り、必要最小限の作成部数とします。
- ② 印刷物・報告書等の簡素化や配布先・作成部数の縮減を図ります。
- ③ 一般文書の簡素化を図ります。

【コピー用紙の削減】

- ④ 両面コピーを徹底します。
- ⑤ コピー機の更新にあたっては、両面コピーおよび集約コピーやオンデマンド印刷のできる機種を導入します。
- ⑥ ミスコピーを防止するため、複写機の使用後は必ずオールクリアボタンを押します。
- ⑦ パソコン作成文書等は、不要な用紙が排出されないように必ず画面上で印刷状態を確認してから印刷します。
- ⑧ 資料の共有化を図り、回覧や掲示板等を活用します。
- ⑨ 電子メール、電子掲示板等を積極的に活用し、ペーパーレス化を進めます。
- ⑩ 打合せ資料等は、可能な限りペーパーレス化し、配付資料は両面コピー・裏紙コピーとします。その際、必要に応じて、集約コピーに努めます。

【用紙の再利用】

- ⑪ 裏面を使用していないコピー用紙等は、コピー機用の紙トレイに専用トレイを設けるなどして未使用面の利用を推進します。
- ⑫ 使用済用紙の裏面をメモ用紙等に活用します。

第2段階：設備改善、設備付加（小規模投資による改善事項）

- ⑬ 電子回覧、電子決済システム導入によるペーパーレス化を推進します。
- ⑭ タブレット（電子）端末を導入・活用し、用紙の使用量を削減します。

第3段階：高効率設備導入（計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項）

評価基準 ①～⑭が実践されているか。

(4) 燃料使用量の削減

化石燃料由来の燃料燃焼に伴い排出される二酸化炭素や窒素酸化物等は、地球温暖化や大気汚染の原因となることから、燃料使用量の削減に努めます。電車等の公共交通機関が発達していない離島での削減効果が大きい分野の取組です。

<目 標>

- 2030年度における公用車の燃料使用量を、基準年である2013（平成25）年度比で46%以上削減します。

《目標達成のための取組》**第1段階：管理強化、運用改善（予算化がほとんど不要で、すぐに取組める事項）**

- ① 車両の効率的な使用に努め、乗合を積極的に行います。
- ② タイヤの空気圧をはじめとする定期的な車両整備を励行し、車両の適正な維持管理を行います。
- ③ 近距離（おおむね1～2 km以内）の業務については、徒歩や自転車などで対応することにより公用車の使用の削減に努めます。
- ④ 公用車運転日誌に燃費の記録欄を設け、給油時に燃費を計算できる様にして、職員間で情報共有してエコドライブを意識化できるようにします。
- ⑤ 近距離の職員は徒歩での通勤に努め、可能な限りマイカーを使用しないようにします。
- ⑥ 車両の利用状況を考慮し、他の部署との共同運用を図ります。

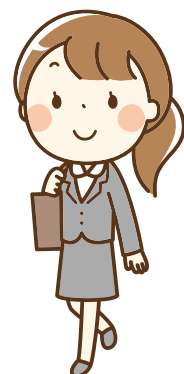
第2段階：設備改善、設備付加（小規模投資による改善事項）

- ⑦ エコドライブ講習会の実施、車両へのスローガンの貼付を行い、エコドライブの普及を図ります。

第3段階：高効率設備導入（計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項）

- ⑧ 車両の更新時には、原則として次世代自動車・軽自動車を選択します。

評価基準 ①～⑧が実践されているか。



取組分野3：環境汚染を防止し緑化等を推進します

(1) 緑化等の推進

二酸化炭素の吸収源ともなる緑化を推進します。

<目 標>

- 森林等による吸収作用の保全・強化に努めます。
- 地域の緑化を積極的に推進します。

《目標達成のための取組》

第1段階：管理強化、運用改善（予算化がほとんど不要で、すぐに取り組める事項）

- ① 森林や緑の二酸化炭素吸収機能など多面的な機能、森林・林業についての普及啓発を実施し緑を守り育てる意識の醸成に努めます。
- ② 県が実施する、企業や団体による温暖化対策の一つである「かごしまCO₂吸収量等認証制度＝かごしまエコファンド制度」についての普及を図ります。
- ③ 緑のカーテンを継続的に育てるほか、屋上緑化なども行いながらエアコンの効率向上を推進します。これらが継続的に育てられるようにするために緑のカーテンコンテスト・表彰などの仕組みを立ち上げることにについて検討するとともに、地域の特性にあった、緑のカーテンにふさわしい植物の選択について研究を行います。
- ④ 庁舎周辺の緑地等については、適切な管理に努めます。
- ⑤ 緑地や植栽等の管理にあたっては、農薬や化学肥料の使用量を削減します。

第2段階：設備改善、設備付加（小規模投資による改善事項）

- ⑥ 町営住宅や公共施設等の整備において県木材・島内産材の利用に努めます。
- ⑦ 林地残材など未利用のバイオマスを、化石燃料の代替燃料として利用するように努めます。
- ⑧ 新たな施設整備にあたっては、周辺環境や生物多様性に配慮した緑化を推進します。
- ⑨ 公共事業においても、可能な限り植栽に努めます。特に裸地を発生させないような工法を取り入れ、緑化の増進と土砂の流出防止に努めます。
- ⑩ 県内の森林整備等を支援する、かごしまエコファンドの購入などにより県内の森林整備などに貢献します。

第3段階：高効率設備導入（計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項）

- ⑪ 間伐・植林・再造林など町有林の適正管理を進め、二酸化炭素の吸収量の増大を図ります。

評価基準 ①～⑪が実践されているか。

(2) 汚染物質の排出抑制等

環境汚染や地球温暖化対策の推進、オゾン層の保護等を図るため、施設・設備等の適切な管理に努めます。

<目 標>

- 汚染物質や温室効果ガスの排出抑制に積極的に努めます。

《目標達成のための取組》

第1段階：管理強化、運用改善（予算化がほとんど不要で、すぐに取り組める事項）

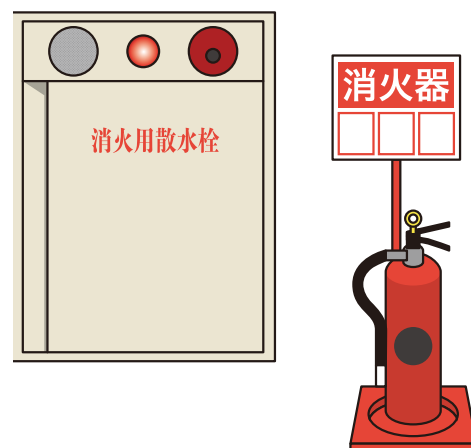
- ① 排水処理施設やボイラー等の適切な点検管理を行い、排出基準等の遵守に努めます。

第2段階：設備改善、設備付加（小規模投資による改善事項）

- ② フロン類を使用したカーエアコン、冷蔵庫、ルームエアコンやハロンを使用した消火設備・機器、六ふっ化硫黄を使用しているトランスなどは正しく取り扱い、廃棄する場合には、適正に処分します。

第3段階：高効率設備導入（計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項）

評価基準 ①～②が実践されているか。



(3) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

廃棄物総量（資源ごみを含む）を抑制します。分別を徹底し焼却ごみの減量を図り、資源として有効活用できるものは徹底してリサイクルを推進します。

<目 標>

- 2030年度における廃棄物総量（資源ごみを含む。）を基準年である2013（平成25）年度比で20%以上削減します。

《目標達成のための取組》

第1段階：管理強化、運用改善（予算化がほとんど不要で、すぐに取り組める事項）

- ① ペーパーレス化を推進し、用紙類の使用量の一層の削減に努めます。
- ② マイバッグ・マイ箸・マイボトル運動を展開し、それらの使用を推進します。
- ③ 過剰包装された製品の購入を極力避けます。
- ④ ビン、缶、紙類の資源ごみについても発生の抑制に努めます。
- ⑤ 使用済用紙は裏面利用するなど再利用を促進します。
- ⑥ 調理施設においては、献立内容や調理の工夫で残飯や生ゴミの減量に努めます。

第2段階：設備改善、設備付加（小規模投資による改善事項）

- ⑦ 食品残さの有効利用として飼料化、肥料化、バイオガス化の検討を行います。

第3段階：高効率設備導入（計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項）

評価基準 ①～⑦が実践されているか。



取組分野4：建築・改修、機器更新等における環境配慮や再生可能エネルギーの導入を進めます

(1) 省資源に配慮した建築・改修の推進

公共建築物の建築・改修にあたっては、合板型枠材料等の削減や反復利用の可能な代替型枠の活用、省エネ・省資源に配慮した資材の利用や運用方法、また、節水に有効な器具の導入を図ります。

<目 標>

- 省資源に配慮した建築・改修に努めます。

《目標達成のための取組》

第1段階：管理強化、運用改善（予算化がほとんど不要で、すぐに取り組める事項）

- ① 建築物等の発注にあたっては、合板型枠材料等の削減および反復利用の可能な代替型枠等を利用していきます。
- ② 発注者として省エネ型工事機材の利用、建築廃棄物の再資源化、適正処理を推進します。

第2段階：設備改善、設備付加（小規模投資による改善事項）

- ③ 節水型衛生器具、感知式の洗淨弁、自動水栓、節水コマなど節水に有効な器具の導入に努めます。
- ④ 建築廃棄物の少ない施工技術・施工工法の採用に努めます。

第3段階：高効率設備導入（計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項）

評価基準 ①～④が実践されているか。



(2) 省エネルギーに配慮した建築・改修の推進

公共建築物の建築・改修にあたっては、温室効果ガス排出量削減に大きく寄与する部分です。自然採光などの活用、太陽光発電や太陽熱利用等の設備や省エネルギー機器導入等に関する環境配慮指針に沿った機器整備・更新を行い、省エネルギー型機種を導入、断熱性の向上を図ります。併せてエネルギーの見える化の推進などに努めます。

<目 標>

- 省エネルギーに配慮した建築・改修を推進します。

《目標達成のための取組》

第1段階：管理強化、運用改善（予算化がほとんど不要で、すぐに取り組める事項）

第2段階：設備改善、設備付加（小規模投資による改善事項）

- ① 学校施設等への省エネ設備・再生可能エネルギー設備設置にあつては、電力量計を見えるところに設置したり、これらの設備の解説パネルなどを設置することで、環境学習用の教材としての利用につなげます。
- ② 断熱性能の向上に寄与する屋上、ベランダなどの緑化、窓などへの断熱フィルムの貼付に努めます。
- ③ 建築物改修にあたっては、屋上や壁に、遮熱用の塗装を塗布するなど建物の遮熱性能向上を検討します。
- ④ 建築物における自然採光や自然換気、通気などの活用を図ります。

第3段階：高効率設備導入（計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項）

- ⑤ 太陽光発電や太陽熱利用等の設備の導入に努めます。特に、多くの町民の利用が見込まれる施設については、設備導入を推進します。
- ⑥ 電気・機械設備は、省エネルギー型の機種を導入します。また、人感センサーの付加を検討、推進します。
- ⑦ 照明設備にLEDを活用するなど省エネルギー型の機種の導入に努めます。
- ⑧ 空調設備については、蓄熱式空調システムや高度制御可能な設備の導入に努めます。
- ⑨ 包括的な省エネルギーサービスを提供するESCO (Energy Service Company) の活用について積極的に検討し、必要に応じ導入します。
- ⑩ ブースまたは部屋ごとに、電力の使用量がわかるようなメーターを設置するなどして省エネの取組の見える化を進めます。
- ⑪ ボイラーについては太陽熱温水器やヒートポンプの併用もしくは置き換え更新を検討するほか、大きな熱量が必要な施設についてはLNG（液化天然ガス）などの二酸化炭素の排出量がより少ない燃料を使用する機種の選択やエコマイザーなど高効率化を行う設備の導入に努めます。大規模改修や新設においては、バイオマスボイラーやマイクロタービン発電の導入も検討します。

評価基準 ①～⑪が実践されているか。

(3) 環境配慮型資材の優先調達等

公共建築物の建築・改修にあたっては、環境配慮型資材の優先活用に努め、建設廃棄物の再資源化を推進します。

<目 標>

○ 環境配慮型資材等の優先調達や建設廃棄物の再資源化を推進します。

《目標達成のための取組》

第1段階：管理強化、運用改善（予算化がほとんど不要で、すぐに取り組める事項）

① 発注者として建設廃棄物の再資源化、適正処理を推進します。

第2段階：設備改善、設備付加（小規模投資による改善事項）

② 再生材や木材、工口資材など環境配慮型資材の優先活用に努めます。

第3段階：高効率設備導入（計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項）

評価基準 ①～②が実践されているか。



(4) 適切な公害防止施設の設置・使用

ボイラー等ばい煙発生施設の設置にあたっては、環境への負荷のより少ない燃料を使用する機種を導入に努めます。

<目 標>

- 適切な公害防止施設の設置・使用に努めます。

《目標達成のための取組》

第1段階：管理強化、運用改善（予算化がほとんど不要で、すぐに取り組める事項）

- ① 設備の整備および定期的な保守点検を行い、効率的な運転を行います。

第2段階：設備改善、設備付加（小規模投資による改善事項）

第3段階：高効率設備導入（計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項）

- ② ボイラー等ばい煙発生施設の更新・新規設置にあたっては、灯油、LPガス、LNG（液化天然ガス）等の環境への負荷のより少ない燃料を使用する機種の導入に努めます。

評価基準 ①～②が実践されているか。



(5) 再生可能エネルギーの導入推進

2030年度までに、温室効果ガス排出量2013年比46%削減するため、ハード面の改善が必須となります。本庁舎や各出先機関において、周辺環境に配慮して、太陽光発電、風力発電、太陽熱、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの導入を推進します。

<目 標>

- 太陽光発電、風力発電などの導入に努めます。
- 太陽熱利用、バイオマスエネルギーなど発電以外の再生可能エネルギーについても導入に努めます。
- 防災面にも考慮して、町の主要な施設に太陽光発電の導入と併せて、蓄電池の導入にも努めます。

《目標達成のための取組》**第1段階：管理強化、運用改善（予算化がほとんど不要で、すぐに取り組める事項）**

- ① 既存の太陽光発電設備等の適切な維持管理を行います。

第2段階：設備改善、設備付加（小規模投資による改善事項）

- ② 本庁舎や各出先機関の施設で再エネポテンシャル調査やFS調査*を実施し、導入可能量や投資回収年、電力量削減量などの効果検証を行い、再生可能エネルギー導入の適地を選定します。

第3段階：高効率設備導入（計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項）

- ③ 本庁舎や各出先機関における太陽光発電の導入の検討を進めます。
- ④ 太陽熱利用などの太陽光発電以外の新エネルギーについても、町有施設等への導入に努めます。

評価基準 ①～④が実践されているか。



* FS調査：実現可能性調査

取組分野5：職員等の環境保全意識の向上のための取組や総合的な省エネルギーにつながる取組を進めます

(1) 職員の環境保全意識の向上

環境保全に関する取組の実践、また、研修や情報の提供を通じて、職員一人ひとりの自主的な環境保全に対する取組を職場や家庭を問わず推進します。

<目 標>

- 職員の環境保全意識を向上させます。

《目標達成のための取組》

第1段階：管理強化、運用改善（予算化がほとんど不要で、すぐに取組める事項）

- ① 通勤にあたっては、徒歩や自転車を利用するように努めます。
- ② 環境保全活動等に積極的に参加するとともに、各家庭においても率先実行に努めます。
- ③ 職員としての身だしなみを保ちながら、クールビズ、ウォームビズに取組めます。
- ④ 職員の環境保全意識の向上につながる職場内研修を定期的で開催するとともに、必要に応じて外部研修の充実を図ります。
- ⑤ 庁内LAN・庁内放送等により温暖化対策に関する情報を提供します。
- ⑥ 温暖化対策や環境保全に関する職員提案を実施します。
- ⑦ 町内公共施設利用者等へ、掲示板やホームページで「本町の地球温暖化防止対策の取組」の周知を行い、職員だけでなく町民全体の環境意識向上を図ります。

第2段階：設備改善、設備付加（小規模投資による改善事項）

第3段階：高効率設備導入（計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項）

評価基準 ①～⑦が実践されているか。



(2) 職員の自主的取組の推進

職員が率先して取組める事項を推進していきます。

<目 標>

- 職員が率先して環境保全活動に参画します。

《目標達成のための取組》

第1段階：管理強化、運用改善（予算化がほとんど不要で、すぐに取り組める事項）

- ① 毎週水曜日と金曜日を「環境保全率先実行の日（エコオフィスデー）」「定時退庁の日（ノー残業デー）」とし、庁内放送等により、節電やごみの減量、定時退庁などを呼びかけます。
- ② 毎年2月の「省エネルギー月間」、6月の「環境月間」および12月の「地球温暖化防止月間」を「環境保全率先実行（エコオフィス）強化月間」とし、職員の意識の更なる向上に努めます。
- ③ 地域清掃活動や環境ボランティア活動に積極的に参加するとともに、各家庭においても、省資源・省エネルギー、ごみの減量化・リサイクルなどに努めます。
- ④ マイバッグ、マイボトル、マイ箸持参や環境家計簿の活用、地域の環境保全活動等への自主的取組を推進します。

第2段階：設備改善、設備付加（小規模投資による改善事項）

第3段階：高効率設備導入（計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項）

評価基準 ①～④が実践されているか。



(3) 関係者との連携の推進

役場と関連する事業者、団体等との連携のもとに取組める事項を推進していきます。

<目 標>

- 関係する事業者等へ協力依頼を行います。

《目標達成のための取組》

第1段階：管理強化、運用改善（予算化がほとんど不要で、すぐに取り組める事項）

- ① 各地区自治公民館（各地区公民館指定管理者）、各公共施設の利用者、公共施設運営管理委託者、指定管理者・業務委託先等について、省エネについての啓発や協力を呼びかけます。
- ② 次回契約更新時に、契約条項への取組事項の盛り込みについて検討します。
- ③ 関係施設に設置している飲料等の自動販売機の管理会社に、省エネ型機への更新等の依頼や昼間・休日の消灯など省エネ設定により管理するように要請します。

第2段階：設備改善、設備付加（小規模投資による改善事項）

第3段階：高効率設備導入（計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項）

評価基準 ①～③が実践されているか。



(4) 総合的な省エネルギーにつながる取組の推進

総合的な省エネルギーにつながる取組を推進していきます。

<目 標>

- 総合的な省エネルギーの取組を進めます。

《目標達成のための取組》

第1段階：管理強化、運用改善（予算化がほとんど不要で、すぐに取り組める事項）

第2段階：設備改善、設備付加（小規模投資による改善事項）

第3段階：高効率設備導入（計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項）

- ① 環境への取組について外部評価をうける国際規格であるISO14000や環境省が実施するエコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入について検討を進めます。

評価基準 ①が実践されているか。



第5章 計画の推進

第一章

第二章

第三章

第四章

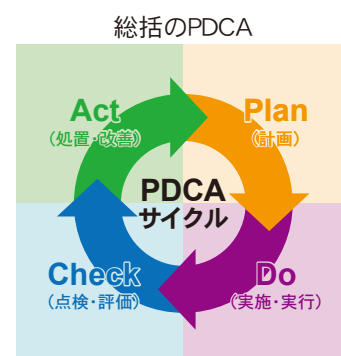
第五章

1 計画の推進体制

本計画は南種子町の行政事務・事業から排出される温室効果ガスの削減計画であることから、職員の自主性による取組に加え、組織的な推進体制や目標達成管理が求められます。そのため、以下の推進体制を構築して総括的なPDCAサイクルを回しながら計画の着実な推進と進行管理を行います。

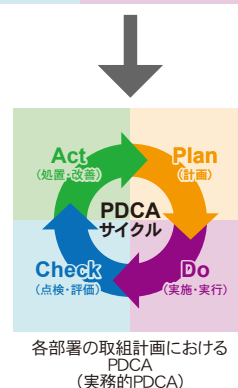
(1) 温暖化対策会議

町長を議長とし、温暖化対策推進管理者（各課長）を持って組織する、本町の事務事業における温暖化対策の責任主体となります。毎年7月の定例課長会議にあわせて温暖化対策会議を開催し、本計画の推進のために必要な年次の施策・予算などについて検討します。



<温暖化対策会議の役割：総括のPDCAにおけるPlan, Act>

- ・計画の進捗管理
- ・計画の策定・見直し
- ・計画の推進に必要な施策・予算の検討



(2) 温暖化対策推進チーム

町長部局・教育委員会に関係する全ての部署、すべての機関・事務局の全職員が、温暖化対策推進チームの一員として、1年間高い意識を持って常に温暖化対策に取り組んで行くこととします。温暖化対策を実際に進める実働者として、一人一人が重要な役割を担います。

<温暖化対策推進チーム チーム員の役割：総括のPDCAにおけるDo>

- ・部署における実行計画の実質的な実践
- ・推進のための部署別課題の取組計画実施（実務的PDCAにおけるDo）

(3) 温暖化対策推進チーム代表者会議

各所属長は、原則として担当係長等を「温暖化対策推進チーム代表者」として選任し、毎年4月に温暖化対策推進事務局に報告します。温暖化対策推進チーム代表者は、各部署においてチーム員が実践する日常的な温暖化対策の推進役としての役割を担います。各部署の実情に応じた実務的なPDCAサイクルを活用して、施策を推進していきます。

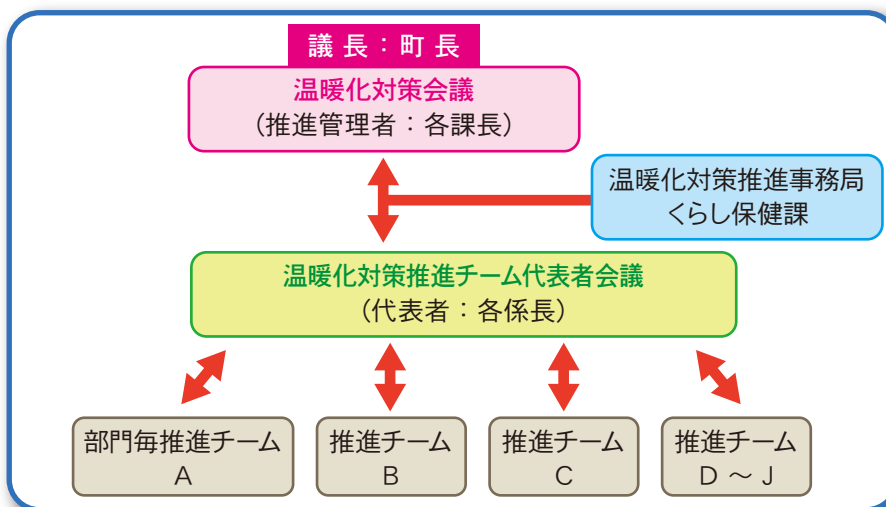
毎年6月に温暖化対策推進チーム代表者会議を開催し、本計画の進捗状況の確認と必要な推進施策・修正内容の検討、全体的な評価・チーム間の連絡調整と情報交換を行います。温暖化対策推進チーム代表者会議における検討結果は、7月の定例課長会議にあわせて開催する温暖化対策会議に報告します。

<温暖化対策推進チーム代表者の役割：総括のPDCAにおけるDo>

- ・ 部署における実行計画の推進・指導・実施
- ・ 推進のための部署別課題の取組計画策定と実施（実務的PDCAにおけるPlan）
- ・ 部署の実行計画の進捗状況、エネルギーの使用状況のとりまとめ、部署の取組計画進捗状況の評価（実務的PDCAにおけるCheck）、新たな取組計画推進施策（実務的PDCAにおけるAct）を5月に温暖化対策推進事務局に提出
- ・ 温暖化対策推進事務局と連携して本計画の総合的な推進

<温暖化対策推進チーム代表者会議の役割：総括のPDCAにおけるCheck>

- ・ 温室効果ガス排出状況・削減状況の確認
- ・ 目標および取組目標の達成状況の確認
- ・ 追加的に実施する必要がある推進施策の検討・提案
- ・ 各部署間の取組改革の進捗についての情報交換



南種子町体制図

2 実施状況の点検・公表

- 本計画の取組を推進するため、「温暖化対策推進事務局」は「温暖化対策推進チーム代表者」とおして、毎年度5月に前年度の各部署の取組の進捗状況、エネルギー等の使用状況を取りまとめます。
- 取りまとめた内容は6月に実施する「温暖化対策推進チーム代表者会議」で確認のうえ、進捗状況や推進方策提案事項を7月の定例課長会議に合わせて開催する「温暖化対策会議」に提出します。
- 「温暖化対策会議」で確認後、計画の進捗状況を8月の町広報誌、ホームページ等において、温室効果ガス排出量・取組状況等の目標達成状況について公表します。

年間スケジュール

事務内容	責任者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
温暖化対策推進チーム代表者を選任し事務局に報告	各部署長	■											
前年度のエネルギー使用量など集計	チーム代表者	■	■										
計画の進捗状況・エネルギー使用量を事務局に報告	チーム代表者		■										
前年度データのとりまとめ	事務局			■	■								
温暖化対策推進チーム代表者会議で計画の進捗確認	チーム代表者				■								
担当者会議での結果とりまとめ	事務局				■								
温暖化対策会議で対応策検討	事務局					■							
温暖化対策会議で新たな計画・予算検討	事務局					■							
各部署での取組	チーム員 各部署	→											

■ 計画策定 (Plan) ■ 実施 (Do) ■ 進捗確認 (Check) ■ 評価・見直し (Act) ■ そのほかの事務作業

3 計画の見直し

計画の最終目標年度を2030年度とし、本実行計画では計画年度を2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とします。その間、社会情勢の変化、技術の進歩、点検・評価の結果、上位計画の更新等にあわせて、必要に応じて内容の見直しを行いながら計画を進めていくこととします。

南種子町地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】

改訂版（2024年度～2030年度）

発行：令和6年4月

発行者：南種子町

支援機関：一般財団法人 鹿児島県環境技術協会

